

官報

号外 昭和六十三年三月三十日

○第百十二回 衆議院会議録 第十一号

昭和六十三年三月三十日(水曜日)

議事日程 第十号

昭和六十三年三月三十日

正午開議

- 第一 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件
- 日程第二 千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

辻一彦君から、海外旅行のため、三月三十一日から四月九日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

○議長(原健三郎君) 日程第一、日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長糸山英太郎君。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔糸山英太郎君登壇〕

○糸山英太郎君 たいだいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際熱帯木材機関本部協定について申し上げます。
本協定は、一九八三年の国際熱帯木材協定により設置された国際熱帯木材機関の本部が横浜に置かれることに伴い、同機関が十分かつ能率的にその任務を遂行できるようにするため、我が国と機関との間で交渉が行われた結果、昭和六十三年二月二十七日東京において署名されたものであります。

本協定は、同機関並びにその職員及び専門家並びに加盟国代表の地位、特権及び免除について定めたものであります。
次に、一九八七年の国際天然ゴム協定について申し上げます。

本協定は、昭和六十年から新たな国際天然ゴム協定を作成する交渉が行われ、その結果、昭和六十二年三月二十日ジュネーブで開催された国際連合天然ゴム会議において採択されたものであります。

本協定は、天然ゴムの価格の安定及び供給の確保等の目的を達成するために国際的な緩衝在庫を設け運用すること、国際天然ゴムに関する情報を収集すること等について規定しております。

両件は、去る三月四日外務委員会に付託され、同月九日野野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十五日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 港湾法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第三、港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長関谷勝嗣君。

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号

港灣法の一部を改正する法律案 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案 朗誦を省略し

委員長報告のとおり可決いたしました。 四六四

〔関谷勝嗣君登壇〕

○関谷勝嗣君 ただいま議題となりました港灣法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年港灣管理者以外の者が一般公衆の利用に供する港灣施設の整備を行うおとする要請が高まってきている状況を踏まえ、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく無利子貸付制度の活用をさらに進め、地方公共団体の出資等に係る法人が行う一般公衆の利用に供する港灣施設の建設または改良の工事のうち、これと密接に関連して行われる事業により生ずる収益をもつてその費用を支弁することができるものと認められるものについて、新たに同法による無利子貸し付けを行うことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、三月八日石原運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月二十五日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、今回の措置による事業創設の背景とねらい、今後の港灣整備のあり方等についてであります。その詳細は委員会議録によって御承知願いたいと存じます。かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

○議長(原健三郎君) 日程第四、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長松本十郎君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本十郎君登壇〕

○松本十郎君 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、本案の概要について申し上げます。まず、個人住民税について、優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の軽減税率の引き下げ等を行うとともに、特別土地保有税について、三大都市圏の特定市の市街化区域における特例の適用期限の延長及び免税点の引き下げを行うことといたして

おります。また、固定資産税及び都市計画税について、土地の評価がえに伴い負担調整措置を講ずることとするともに、道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例の適用期限の延長等を行うほか、国有資産等所在市町村交付金について所要の規定の整備を図る等の改正を行うことといたしております。

本案は、三月一日当委員会に付託され、同月二十二日梶山自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

個人住民税減税の必要性、地方税源の充実、事業税の分割基準の見直し、地価上昇に伴う固定資産税の評価と税負担のあり方等について質疑が行われましたが、三月二十五日質疑を終了した後、討論を行い、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられ、次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、国と地方及び都道府県と市町村の税源再配分について検討すること等十項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十三分散会

出席國務大臣

外務大臣 宇野 宗佑君
運輸大臣 石原慎太郎君
自治大臣 梶山 静六君

○朗誦を省略した議長の報告

(報告書受領)
一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。
地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、昨二十九日、人事院総裁内海倫君から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和六十二年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 補欠
染谷 誠君 平林 鴻三君
渡部 恒三君 熊谷 弘君

昭和六十三年三月三十日 衆議院会議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

| | |
|---------|---------|
| 渡辺 省一君 | 武部 勳君 |
| 中沢 健次君 | 沢藤 礼次郎君 |
| 寺前 巖君 | 石井 郁子君 |
| 熊谷 弘君 | 渡部 恒三君 |
| 武部 勳君 | 渡辺 省一君 |
| 平林 鴻三君 | 染谷 誠君 |
| 沢藤 礼次郎君 | 中沢 健次君 |
| 石井 郁子君 | 寺前 巖君 |
| 法務委員 | 補欠 |
| 辞任 | 佐藤 敬治君 |
| 外務委員 | 補欠 |
| 辞任 | 鈴木 恒夫君 |
| 水野 清君 | 有馬 元治君 |
| 森 美秀君 | 辻 一彦君 |
| 岡田 利春君 | 森 美秀君 |
| 有馬 元治君 | 水野 清君 |
| 鈴木 恒夫君 | 岡田 利春君 |
| 辻 一彦君 | 補欠 |
| 文教委員 | 鹿野 道彦君 |
| 辞任 | 井出 正一君 |
| 逢沢 一郎君 | 増岡 博之君 |
| 井出 正一君 | 染谷 誠君 |
| 杉浦 正健君 | 渡辺 省一君 |
| 渡海 紀三朗君 | 寺前 巖君 |
| 石井 郁子君 | 逢沢 一郎君 |
| 鹿野 道彦君 | 杉浦 正健君 |
| 染谷 誠君 | 井出 正一君 |
| 増岡 博之君 | 渡海 紀三朗君 |
| 渡辺 省一君 | 石井 郁子君 |
| 寺前 巖君 | |

| | |
|---------|---------|
| 運輸委員 | 補欠 |
| 辞任 | 鹿野 道彦君 |
| 鹿野 道彦君 | 北川 正恭君 |
| 北川 正恭君 | 鴻池 祥肇君 |
| 鴻池 祥肇君 | 増岡 博之君 |
| 増岡 博之君 | 戸田 菊雄君 |
| 戸田 菊雄君 | 村上 弘君 |
| 村上 弘君 | 佐藤 敬夫君 |
| 佐藤 敬夫君 | 齊藤 斗志二君 |
| 齊藤 斗志二君 | 杉浦 正健君 |
| 杉浦 正健君 | 穂積 良行君 |
| 穂積 良行君 | 早川 勝君 |
| 早川 勝君 | 中島 武敏君 |
| 中島 武敏君 | 丸田 博之君 |
| 丸田 博之君 | 野中 広務君 |
| 野中 広務君 | 二田 孝治君 |
| 二田 孝治君 | 穂積 良行君 |
| 穂積 良行君 | 阿部 未喜男君 |
| 阿部 未喜男君 | 伊藤 忠治君 |
| 伊藤 忠治君 | 上田 利正君 |
| 上田 利正君 | 大塚 雄司君 |
| 大塚 雄司君 | 橋本 龍太郎君 |
| 橋本 龍太郎君 | 水野 清君 |
| 水野 清君 | 森 美秀君 |
| 森 美秀君 | 阿部 未喜男君 |
| 阿部 未喜男君 | 岡田 利春君 |
| 岡田 利春君 | 戸田 菊雄君 |
| 戸田 菊雄君 | 穂積 良行君 |
| 穂積 良行君 | 野中 広務君 |
| 野中 広務君 | 二田 孝治君 |
| 二田 孝治君 | 岡田 博之君 |
| 岡田 博之君 | 阿部 未喜男君 |
| 阿部 未喜男君 | 上田 利正君 |
| 上田 利正君 | 伊藤 忠治君 |
| 伊藤 忠治君 | |

| | |
|---------|---------|
| 建設委員 | 補欠 |
| 辞任 | 大塚 雄司君 |
| 大塚 雄司君 | 桜井 新君 |
| 桜井 新君 | 武村 正義君 |
| 武村 正義君 | 橋本 龍太郎君 |
| 橋本 龍太郎君 | 村岡 兼造君 |
| 村岡 兼造君 | 中島 武敏君 |
| 中島 武敏君 | 井出 正一君 |
| 井出 正一君 | 北村 直人君 |
| 北村 直人君 | 虎島 和夫君 |
| 虎島 和夫君 | 中島 衛君 |
| 中島 衛君 | 谷津 義男君 |
| 谷津 義男君 | 村上 弘君 |
| 村上 弘君 | 予算委員 |
| 予算委員 | 辞任 |
| 辞任 | 佐藤 敬治君 |
| 佐藤 敬治君 | 補欠 |
| 補欠 | 山花 貞夫君 |
| 山花 貞夫君 | 田口 健二君 |
| 田口 健二君 | 沢藤 礼次郎君 |
| 沢藤 礼次郎君 | 田口 健二君 |
| 田口 健二君 | |

金融先物取引法案(内閣提出第八〇号)
 以上二件 大蔵委員会 付託
 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案(内閣提出第五八号)
 商工委員会 付託
 (議案送付)
 一、去る二十五日、参議院に送付した本案提出案は次のとおりである。
 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 漁港法の一部を改正する法律案
 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案
 道路整備緊急措置法及び農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
血友病患者のエイズ感染による薬害補償に関する質問主意書(寺前巖君提出)
(答弁書受領)
二、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員三野優美君提出四国ドック株式会社
の労使紛争に関する質問に対する答弁書

四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問
主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年二月二十五日
提出者 三野 優美

衆議院議長 原 健三郎殿

四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問
主意書

高松市朝日町一丁目三番二十三号に本社を置く
四国ドック株式会社(以下単に「会社」と言う。)では、昭和五十五年五月、親会社の三井造船株式会社
常務取締役河面良治氏が社長に就任して以来現在
まで、自己の好まざる労働組合の壊滅をめざす露
骨な不当労働行為が継続して行われ、労使紛争が
絶えない。

会社には総評所属の全日本造船機械労働組合四
国ドック分会(以下単に「分会」と言う。)と同盟所
属の全国造船重機械労働組合連合会四国ドック労
働組合(以下単に「第二組合」と言う。)とが併存す
るが、河面社長は第二組合を賞讃する一方、分会
を敵視する労務政策をとり続け、昭和五十六年以

降毎年春闘時の賃上げや夏季及び年末一時金要求
に対して、殊更分会が受入れがたいことが予測さ
れる労使関係協定書の改定や新協約を前提条件と
して提案し、分会がこの前提条件を受諾しない限
り賃上げや一時金に関する協定の締結を拒否する
態度をとり続けたびばかりか、分会との団体交渉を
も拒否する戦術をとってきた。

一方第二組合は常に会社提案を受諾するため、
賃上げ及び一時金についての協定は難なく成立し
てその組合員が新賃金及び一時金の支払を受ける
のに反し、分会所属の組合員は毎年数カ月遅れ、
ひどい時は一年三カ月も遅れて支払を受ける差別
的取扱いのパターンが続き、生活に困窮する分会
組合員に対する会社の脱退工作によって組合員の
離脱が相次ぎ、従業員半数以下の少数組合にな
った。

会社は分会の壊滅を図るため、今回の造船不況
を好機として昨年五月、差別的退職強要によつて
分会組合員を多数退職させている。
参議院寺田熊雄議員が昭和六十年十二月に参質
第四号をもつて質問したところであるが、会社の
態度は全く改まっていない。

かかる事態にかんがみ、今回改めて次の事項に
ついて質問する。

- 一 会社は分会組合員の五十五歳以上は皆無とし
たが、第二組合員では多数残しているのは差別
的退職強要であると思ふが、その経過と現状を
明らかにされたい。
- 二 会社は五十三年以降は年間一層程度の受注計
画を前提にして人員削減を実施したが現在は受
注船の建造が人手不足で間に合わず、下請工を
増員したり愛媛県の造船所でブロックを建造し

ているが如き多忙さである。
斯様な事態に拘らず会社は団体交渉を一方的
に打ち切り、分会の執行委員長と前執行委員を
指名解雇している矛盾は如何なものか承りた
い。

三 会社は労使慣行を無視し分会と協議すること
なく、設計技術職の分会組合員のみを差別し
て、現業職に配置転換し退職に追い込んでい
るが、その経過と現状を明らかにされたい。

四 会社は分会と協定することなく、賃金を、又住
宅、家族手当などの諸手当をカットしたり更に
労働時間を延長しているが、これは労働基準法
違反でありその経過と見解を明らかにされたい。

五 会社の分会つぶしの攻撃は非道の限りを尽く
している。これまでに分会が地方労働委員会、
裁判所などに提訴してきた件数と実態を明らか
にされたい。

六 会社は組合費などのチェックオフ協定を一方
的に打ち切り、組合費などのチェックオフを拒
否している。分会は従前どおり第二組合が締結
しているチェックオフ協定と同様のものを要求
しているが、会社は拒否して差別している。明
らかに不当労働行為であるが政府の見解を承り
たい。

七 裁判所の判例は作業服の更衣など、又後片付
けは労働時間内としている。会社は作業服、安
全靴、安全ベルト、ヘルメットなどを着装さ
せ、始業五分前にサイレンを鳴らしラジオ体操
をさせている。これは労働基準法違反にならな
いか伺いたい。

八 河面良治社長は分会つぶしの不当労働行為を
繰り返しているが、この度勲四等瑞宝章を受章

した。この叙勲ほどの様な審査に基づいたもの
なのか承りたい。
右質問する。

内閣衆質一十二第二三三号
昭和六十三年三月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員三野優美君提出四国ドック株式会
社の労使紛争に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員三野優美君提出四国ドック株式
会社の労使紛争に関する質問に対する答弁
書

(別紙)

一 四国ドック株式会社(以下「会社」という。)で
は、昭和六十二年三月会社から、会社の従業員
で組織する総評全日本造船機械労働組合四国
ドック分会(以下「分会」という。)と全国造船重
機械労働組合連合会四国ドック労働組合(以下
「重機労組」という。)の二つの労働組合に対し、
希望退職募集を中心とする経営の合理化案が提
示され、同年四月から五月までの間、希望退職
の募集が実施され、その結果、両組合における
五十五歳以上の従業員は、分会においては九名
全員が退職し、重機労組においては二十三名の
うち十六名が退職し七名となった。
政府としては、以上のとおりであると聞いて
いる。

二 御指摘の組合員二名の解雇の問題について

は、分会等から香川県地方労働委員会(以下「香川地労委」という。)に対し、会社を被申立人として不当労働行為救済申立てが行われ、現在、香川地労委に係属中であり、政府としてとかくの見解を述べることは差し控えたい。

三について
昭和五十五年六月に河面良治氏が会社の代表取締役に就任して以降、会社においては、「組織・人員活性化対策」の一環として、昭和六十一年三月及び昭和六十二年六月に設計部門に所属する従業員の配置転換が実施されている。

1 このうち、昭和六十一年三月に実施された配置転換では、分会の組合員が五名、重機労働の組合員が一名現業部門に配置転換され、そのうち、現在までに、分会の組合員三名が退職している。

なお、当該配置転換の問題について、同年四月分会から香川地労委に対し、不当労働行為救済申立てが行われたが、昭和六十二年三月に取り下げられている。

2 また、昭和六十二年六月に実施された配置転換では、分会の組合員が七名現業部門に配置転換され、そのうち、現在までに、一名が退職している。

政府としては、以上のとおりであると聞いている。

四について
会社においては、昭和六十一年十二月に労働時間等の変更について、また、昭和六十二年四月に基本給、住宅手当、家族手当等の変更について、いずれも事業場の過半数で組織する労働組合の意見を記した書面を添付の上、就業規則

変更届を所轄労働基準監督署へ届け出ており、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)違反はない。

五について

1 労働委員会に対する不当労働行為救済申立てについては、昭和五十五年六月以降、分会等から香川地労委に対し、会社を被申立人として、不利益取扱、団体交渉拒否又は支配介入の問題に関して、九件の不当労働行為救済申立てが行われたと聞いている。

このうち、
(一) 昭和五十七年五月に申し立てられた事件については、昭和五十九年十二月に取り下げられ、
(二) 昭和五十九年六月に申し立てられた事件については、同年八月に取り下げられ、
(三) 昭和六十年四月に申し立てられた事件については、現在、香川地労委に係属中であり、
(四) 昭和六十一年三月に申し立てられた事件については、現在、香川地労委に係属中であり、
(五) 昭和六十一年四月に申し立てられた事件については、昭和六十二年三月に取り下げられ、

(六) 昭和六十一年六月に申し立てられた三事件については、現在、いずれも香川地労委に係属中であり、
(七) 昭和六十二年八月に申し立てられた事件については、現在、香川地労委に係属中である

2 裁判所に対する訴えの提起等については、昭和五十五年六月以降、分会から高松地方裁判所(以下「高松地裁」という。)に対し、会社を被告又は債務者として、団結権妨害の問題及び組合事務所占有使用妨害、チェックオフの廃止等の問題に関して、二件の訴えの提起等が行われたと聞いている。

このうち、
(一) 昭和六十年十一月に提起された訴えについては、昭和六十二年三月に取り下げられ、
(二) 昭和六十年十二月に行われた仮処分申請については、その一部が昭和六十一年五月に取り下げられたが、その余については、現在、高松地裁に係属中である

六について
御指摘のチェックオフに関する問題については、分会から香川地労委に対し、会社を被申立人として不当労働行為救済申立てが行われ、また、高松地裁に対し、会社を債務者としてチェックオフを廃止しないことを求める仮処分申請が行われ、現在、いずれも香川地労委及び高松地裁に係属中であり、政府としてとかくの見解を述べることは差し控えたい。

七について
会社においては、始業時刻までに事業場に入場しておれば遅刻として取り扱っておらず、その後、作業服、安全靴等の着装を認めているところであり、また、始業時刻の約五分前から職場体操の放送を流しているが、労働者は、これに自主的に参加しているものであつて、この職場体操の時間は労働時間とは考えられず、労働基準法違反は認められない。

八について
河面良治氏は、多年にわたり、社団法人日本中型造船工業会副会長等として造船事業の育成発展に寄与するとともに、中央職業安定審議会委員等を歴任したものであり、これらの功勞の総合的評価により、昭和六十二年秋に勲四等瑞宝章を授与されたものである。

一、昨二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員藤田スミ君提出JR踏切遮断機に関する質問に対する答弁書

JR踏切遮断機に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年三月十九日
提出者 藤田 スミ

衆議院議長 原 健三郎殿
JR踏切遮断機に関する質問主意書
大都市部における踏切等での交通渋滞は深刻な状況となつている。とりわけラッシュ時においては、間断なき列車の通過によつて踏切での待ち時間が増加し、モーターゼーション化が進行している今日において、その解決は緊急を要する問題となつている。

例えばJR阪和線では、ラッシュ時一時間当たり五十分以上閉じたままという長居駅南一番踏切は言うに及ばず、和泉府中駅の南二番踏切でも横断する自動車の渋滞が著しく、路線バスの営業にも重大な支障をきたしている。
開かずの踏切の一つの原因として、踏切要員を全廃し全自動化しておきながら踏切の列車選別装置を整備せず、列車の種類によりムダな遮断時

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号

朗読を省略した議長の報告

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるとの件及び同

間が増えていることがあげられる。すでに昭和三十年に通過が出され、また昨年の三月にも運輸省告示により、「警報時間の標準は三十秒」などの基準がありながら、和泉府中駅南二番踏切で三月はじめに実際に測定したところでは、警報が鳴ってから列車到達までの時間は、特急は四十秒ほどで快速、各駅停車は一分三十秒から二分三十秒を要した。そこで、当面の踏切施設の改善について以下の点を質問する。

一 すでに私鉄では踏切の遮断時間を短縮するためにおおむね列車選別装置が整備されているが、JR各社においては全く整備されず、国民に多大の迷惑をかけている。政府はJR各社に対し特別の指導をする必要があると思うがどうか。

二 前記に示したようなJR阪和線の踏切をはじめ必要な個所に列車選別装置をすみやかに整備するよう、政府も責任をもつて個別に指導すべきと思うがどうか。

三 あわせて、JR各社では警報機の必要以上の騒音を無くすため遮断機が一度降りたあとの減音対策を一部で実施しているが、JR阪和線でも直ちにすべて整備をすませるなど、必要な個所での減音対策強化について政府の指導を求めるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一一二第一八号

昭和三十二年三月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿
衆議院議員藤田スミ君提出JR踏切遮断機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤田スミ君提出JR踏切遮断機に関する質問に対する答弁書

一及び二について

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)にいう旅客会社及び貨物会社(以下「旅客会社等」という。)における踏切の列車選別装置の導入については、運行される列車の種類が多い等の理由により、他の鉄道事業者が採用している方式の当該装置の導入によつては踏切の遮断時間を短縮することが困難であるため、交通の安全を確保しつつ、技術開発等に関する諸問題を含めて検討していく必要があると考える。

踏切警報機の騒音問題については、日本国有鉄道及びその承継法人である旅客会社等においても、交通の安全を確保しつつ、沿線住民の意向をも考慮して、従来から対策が講じられてきたところである。

(答弁通知書受領)

一、昨二十九日、内閣から、衆議院議員新村勝雄君提出ごみ焼却施設整備の適正化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年四月六日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、昨二十九日、内閣から、衆議院議員高沢貞男君提出海外に進出している日本企業に対する行政指導に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十三年四月十三日までで答弁する旨

の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるとの件

右
国会に提出する。

昭和三十二年三月四日

内閣総理大臣 竹下 登

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるとの件
日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの理由

政府は、国際熱帯木材機関の本部が横浜に置かれることに伴い、同機関が十分かつ能率的にその任務を遂行することができるようにするため、昭和六十三年二月二十七日に東京で、日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定
部協定
前文

日本国政府及び国際熱帯木材機関は、理事會が、千九百八十三年の国際熱帯木材協定第三条の規定に従い、機関の本部を日本国横浜に置くことを決定したことを考慮し、

同協定第十七条の二の規定に留意し、機関並びにその職員及び専門家並びに加盟国の代表の地位、特権及び免除を定めることを希望し、次のとおり協定した。

第一条 定義及び解釈

1 この協定の適用上、

(a) 「千九百八十三年の協定」とは、千九百八十三年の国際熱帯木材協定をいう。

(b) 「機関」とは、国際熱帯木材機関をいう。

(c) 「政府」とは、日本国政府をいう。

(d) 「機関の施設」とは、機関の公的目的のために使用される建物又はその一部及びこれに附属する土地をいい、機関が使用する間の會議施設を含む。

(e) 「機関の公的活動」とは、機関の運営活動及び千九百八十三年の協定又はこれに代わる協定に基づいて行われる機関の活動を含む。

(f) 「加盟国」とは、千九百八十三年の協定第二条(3)又は同協定に代わる協定に定める意味を有する。

(g) 「代表」とは、加盟国の代表で、千九百八十三年の協定第六条2又は同協定に代わる協定に定める代表、代表代理及び顧問をいう。

(h) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいい、事務局長の不在のときに事務局長に代わつて行動する間の幹部職員を含む。

(i) 「職員」とは、事務局長及び千九百八十三年の協定第十六条4の規定又は同協定に代わる協定に従つて事務局長が任命するすべての職員をいう。

(3) 「被扶養者」とは、職員に配偶者及び二十歳未満の被扶養者である子をしていい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

(4) 「専門家」とは、機関の職員以外の者であつて、理事会が承認した任務を遂行し、千九百八十三年の協定第二十四条若しくは同協定に代わる協定に定める委員会若しくは理事会の補助機関の職務を遂行し又は理事会の要請により機関と協議するものをいう。

(1) 「理事会」とは、国際熱帯木材理事會をいう。

(2) この協定は、機関が日本国におけるその本部において、十分かつ能率的に、責務を遂行し、目的を達成し及び任務を遂行することができるようにするという主要な目的に照らして解釈する。

第二条 機関の法的地位

機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

第三条 文書の不可侵

機関の文書は、不可侵とする。「文書」には、機関が所有し又は保管するすべての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

第四条 施設の不可侵

1 機関の施設は、不可侵とする。政府は、機関の施設内に許可なく立ち入ろうとしている者若しくは集団又はその近傍で機関の施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から機関の施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最

善の努力を払う。政府の官憲及び日本国で公権力を使用する者は、事務局長の同意がありかつ事務局長が合意した条件による場合及び事務局長の要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため機関の施設内に立ち入つてはならない。迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事件の場合には、事務局長の同意があつたものとみなす。

2 機関は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れてゐる者、他国への引渡しのため政府が求めてゐる逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が機関の施設を避難所として使用することを認めてはならない。

第五条 施設

政府は、器具、家具及び備品を備えた適当な施設並びに会議施設が無償で機関の用に供され、並びに必要なガス、電気、水道及び消防が無償で機関の施設に提供されるようにする。

第六条 旗及び紋章

機関は、その施設並びに機関及び事務局長の輸送手段に機関の旗及び紋章を掲げる権利を有する。

第七条 裁判権からの免除

1 機関は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄をも意味するものではなく、判決の執行についての免除の放棄のためには、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

2 機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる問はず、事務局長の同意があり、か

つ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、取用その他の形式の干渉を免除される。

8 1及び2の規定は、次の事項には適用しない。

(a) 第二十一条の規定により行われる仲裁判断の執行

(b) 機関が所有し又は機関のために運行される自動車により引き起こされた損害について第三者の提起する民事訴訟及びこれらの自動車に係る交通犯罪

1 機関並びにその財産、資産及び収入は、機関の公的活動の範囲内において、

(a) 事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、すべての直接税を免除される。

(b) 機関がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、その免除を受けて輸入した物品は、政府と合意した条件によるものでなければ、日本国内では売却しないものと了解される。

(c) 機関の刊行物に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 機関は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する税でその価格の一部を成すものの免除を要求しない。もつとも、政府は、機関が公用のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入にこれらの税を課し又は課することができるときには、できる限り税額の減

免又は還付のため適当な行政的措置をとるものとする。

第九条 資金、通貨及び有価証券
機関は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し及び処分することができる。

第十条 通信

1 機関又は本部にあるその職員あてのすべての公用通信及び機関が発出するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問はず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはならない。公用のものと思はれる通信が違法な物又は危険な物を含んでゐると信するに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、機関の職員の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、これらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、機関の職員の立会いを要しない。

2 機関は、暗号を使用し並びに公用信書を伝書使又は封印袋により発送し及び收受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交封印袋と同一の特権及び免除を享有する。

3 機関は、その公用通信に関して、日本国の領域において、かつ、日本国が当事国である国際条約、規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、政府が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十一条 刊行物の配布

機関が送付し又は機関に送付される刊行物その他の資料の配布については、いかなる方法によつても制限又は干渉をしてはならない。

第十二条 代表の特権及び免除

- 1 代表は、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享有する。
 - (a) 身柄の逮捕又は拘留及び手荷物の押収の免除
 - (b) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で代表によるものについての訴訟手続及び代表が所有し若しくは運転し又は代表のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が代表でなくなつた場合にも、存続する。
 - (c) すべての公用の書類及び文書の不可侵
 - (d) 暗号を使用し及び文書又は信書を伝書使又は封印袋により接受する権利
 - (e) 自己及び配偶者に関して、出入国制限、外国人登録及び査証料の免除
 - (f) 為替の便宜に関して、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に対し日本国において与えられる特権と同一の特権
 - (g) 手荷物に関して、外交官に与えられる通関の便宜と同一の通関の便宜
- 2 1の規定は、政府と代表が代表する各政府又は政府間機関との間に存在する関係のいかんを問わず適用するものとし、また、その者に与えられているいかなる特別の免除も害するものではない。
- 3 1に定める特権及び免除は、政府の代表及び日本国民には与えられない。
- 4 特権及び免除は、機関に関連する任務の遂行における完全な独立を確保するため、代表に与

えられる。加盟国が、自国の代表に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができる判断する場合においては、当該免除の放棄が当該加盟国によつて行われるものとする。

5 事務局長は、この条の規定の実施について政府を援助するため、できる限り、代表の日本国への到着に先立ちその者の氏名を政府に通報する。

第十三条 事務局長の特権及び免除

次条に定める特権及び免除のほか、機関の事務局長は、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる特権及び免除を享有する。

第十四条 職員の特権及び免除

1 機関の職員は、次の特権及び免除を享有する。

- (a) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し若しくは運転し又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が機関の職員でなくなつた場合にも、存続する。

- (b) すべての公用の書類及び文書の不可侵
- (c) 自己及び被扶養者に関して、出入国制限、外国人登録及び査証料の免除
- (d) 為替の便宜に関して、日本国における外交官に与えられる特権と同一の特権
- (e) 自己及び被扶養者に関して、國際的危機の場合に外交官に与えられる帰国の便宜と同一の帰国の便宜

(f) 日本国で最初にその地位に就く際に家具及び手回品(自動車一台を含む。)を関税の免除を受けて輸入する権利

(g) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

2 1に定める特権及び免除のほか、D-1の等級以上の等級を有する職員に関しては、政府は、当該職員に対し、三年ごとに一台の自動車並びに合理的な量の食料、飲料(アルコール飲料を含む。)、たばこ及び衣類を、個人的な使用のため、関税の免除を受けて輸入する権利を与える。

3 1(c)から(g)まで及び2の規定は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員には適用しない。

第十五条 専門家の特権及び免除

機関に関連する任務を遂行し又は機関のための任務を遂行する専門家は、その任務の遂行上行われる旅行に費やす時間を含めて、任務の期間中、任務を遂行するために必要な範囲内において、次の特権及び免除を享有する。

(a) 任務の遂行上行つた行動(口頭又は書面による陳述を含む。)に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で専門家によるものについての訴訟手続及び専門家が所有し若しくは運転し又は専門家のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が機関の専門家でなくなつた場合にも、存続する。

(b) すべての公用の書類及び文書の不可侵

(c) 為替の便宜に関して、その者が日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる特権と同一の特権

(d) 手荷物に関して、その者が日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる便宜と同一の便宜

第十六条 課税

機関の職員であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものは、機関から受け取る給料及び手当に対する日本国の課税を免除される。もつとも、政府は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を計算するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権利を有する。

第十七条 社会保障

1 機関の職員であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものは、日本の法律によつて設けられた社会保障制度に参加することを要請されることはないものとし、また、機関は、これらの職員に関して、そのような社会保障制度に対するすべての強制的な拠出を免除される。

2 理事会は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとる。

第十八条 職員及び専門家の任命に関する通告

1 機関は、その職員又は専門家の任命が行われたときは、当該職員又は専門家の氏名並びに、

職員の場合には、当該職員の機関における等級及び地位並びに被扶養者の氏名を、当該職員又は専門家に關するその他の関連情報とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。機関は、職員又は専門家に任命された者が職員又は専門家でなくなつた場合には、当該職員又は専門家でなくなつた日を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、当該者に關して1の通告を受けるまでは、この協定によつて与えられる特権及び免除を与えることを義務付けられない。

3 政府は、1の通告を受けたときは、当該職員又は専門家にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国の当局との關係において身分を証明するために使用される。

第十九条 特権及び免除の目的及び濫用の防止

1 この協定により機関の事務局長、職員及び専門家に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない機関の機能並びに特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2 事務局長は、機関の規則に従い、1の特権及び免除の濫用を防止するためあらゆる予防措置をとる。

3 1の特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、事務局長は、要請により、濫用が発生したかしないかを決定するため政府と協議する。その協議により事務局長及び政府にとつて満足な結果が得られない場合に

は、当該問題は、第二十一条に規定する手続に従つて解決される。

第二十条 免除の放棄

1 事務局長は、この協定により職員(事務局長自身を除く)又は専門家に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであると事務局長が認める場合において、機関の利益を害することなくこれを放棄することができる。当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

2 理事会は、この協定により事務局長に与えられる免除を放棄することができる。

第二十一条 紛争の解決

1 機関は、日本国において自然人又は法人と契約(職員に關する規則に従つて締結される契約を除く)を締結する場合において、契約の他方の当事者の要請があるときは、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれか一方の当事者の要請によつて仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項について合意しなければならない。

2 機関は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる1の紛争以外の私法的性格を有する紛争

(b) 公的地位により免除を享有する機関の事務局長、職員又は専門家に係る紛争。ただし、その免除が前条の規定により放棄されていない場合に限る。

3 この協定の解釈若しくは適用に關する機関と政府との間の紛争又は機関と政府との間の關係に對して影響を与える問題で、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないもの

は、大臣が任命する仲裁人、機関が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命される裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。最初の二人の仲裁人が、これらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又は機関の要請により、国際司法裁判所長によつて任命される。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及び機関を拘束する。

第二十二条 協力

1 機関は、常に裁判の正当な運営を容易にし、警察法令並びに火災防止、公衆衛生及び労働監督に關する法令その他これらに類する法令の遵守を確保し並びにこの協定に定める特権、免除及び便益の濫用を防止するため、日本国の關係当局といつても協力しなければならない。安全保障のためにすべての予防措置をとる政府の権利は、この協定のいずれの規定によつても害されない。

2 この協定によつて与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、機関並びに特権及び免除を享有するすべての者の義務である。

第二十三条 修正

この協定の修正に關する協議は、政府又は機関のいずれか一方の要請によつて行われる。いずれの修正も、相互の合意によつて行われる。

第二十四条 効力発生及び終了

1 この協定は、政府及び機関がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、政府と機関との間の合意により終了させることができる。この協定は、機関の本部が日本国の領域から移転する場合又は機関の清算の場合には、その移転又は清算及び日本国における機関の財産の処分に関する合理的な期間の後、効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十八年二月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
宇野宗佑

国際熱帯木材機関のために
フリーザイラー・ビン・チュ・イナム

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めめるの件に關する報告書

一 本件の目的及び要旨
千九百八十三年の国際熱帯木材協定により設立された国際熱帯木材機関(以下「機関」という)は、昭和六十一年七月第一回理事會において、機関の本部を日本の横浜に置くことを決定した。それに伴い、我が国と機関との間で機関の本部の所在に伴う特権及び免除に係る協定を締結することについて交渉した結果、昭和六十三年二月二十七日に、本協定の署名が行われた。

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めめるの件及び同報告書
際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

千九百八十七年の国

四七二

- 1 機関は法人格を有し、契約の締結及び不動産、動産の取得並びに訴えを提起する能力を有すること。
- 2 政府は、適当な施設が無償で機関の用に供されるようにし、機関はその施設等に機関の旗及び紋章を掲げる権利を有すること。
- 3 機関の施設及び文書は不可侵とし、一定の場合を除き、機関は訴訟手続の免除を享有し、また、機関の財産及び資産は、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収等の干渉を免除されること。
- 4 機関及びその財産、資産並びに収入は、公的活動の範囲において、すべての直接税を免除され、機関が公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止、制限を免除されること。
- 5 機関の公用通信は、形態のいかんを問わず検閲されず、機関が送付し又は機関に送付される刊行物等の配布は、制限されないこと。
- 6 加盟国の代表は、身柄の逮捕の免除、公的資格で行った行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵、出入国制限の免除等を享有すること。
- 7 機関の職員は、公的資格で行った行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵、出入国制限の免除、給与等に関する課税の免除等を享有し、機関の事務局長は職員に特有の特権及び免除のほか、外交官に与えられる特権及び免除を享有すること。
- 8 機関の専門家は、任務の遂行上を行った行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵等を

享有すること。

なお、本協定は、政府及び機関が本協定の受諾を通知する公文を交換した日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国における機関の円滑かつ効果的な活動の確保に資するとともに、我が国と機関との間の協力関係を深める見地から有意義であり、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和六十三年度一般会計予算農林水産省所管・国際連合食糧農業機関等拠出金の中に国際熱帯木材機関拠出金として、千三百五万四千円が計上されている。右報告する。

昭和六十三年三月二十五日

外務委員長 糸山英太郎

衆議院議長 原 健三郎殿

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件

右

国会に提出する。

昭和六十三年三月四日

内閣総理大臣 竹下 登

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

この協定は、千九百七十九年の国際天然ゴム協定に代わるものであつて、緩衝在庫の運用その他の措置を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的としている。我が国がこの協定を締結することは、我が国の天然ゴムの輸入の安定化を図るとともに天然ゴムの輸出国である開発途上国の経済発展に協力する上で有意義であると認められる。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定

前文

締約国は、新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画(注)を想起し、

特に、国際連合貿易開発会議がその第四回会期、第五回会期及び第六回会期においてそれぞれ採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)、第百二十四号(第五回会期)及び第百五十五号(第六回会期)の重要性を認識し、天然ゴムが加盟国の経済について、特に、加盟輸出国にあつてはその輸出、加盟輸入国にあつてはその供給の確保について有する重要性を認識し、

更に、天然ゴムの価格を安定したものとすることを生産者、消費者及び天然ゴム市場にとつて有益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすよう天然ゴム産業の成長及び発展に大いに資することのできることを認識して、次のとおり協定した。

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千二百一十一号(第六回特別会期)及び第三千二百一十二号(第六回特別会期)

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十七年の国際天然ゴム協定(以下「この協定」といふ)は、国際連合貿易開発会議が採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)、第百二十四号(第五回会期)及び第百五十五号(第六回会期)に定める目的で関連を有するものを達成するため、特に、次の目的を有する。

(a) 天然ゴムの供給と需要との間の均衡のとれた拡大を達成すること、ひいては、天然ゴムの過剰又は不足から生ずる重大な困難の緩和に寄与することとなること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なう天然ゴムの価格の過度の変動を回避することにより並びに生産者及び消費者の利益となるよう市場の長期的傾向を乱すことなく天然ゴムの価格を安定したものとすることにより、天然ゴムの取引における安定した状態を達成すること。

(c) 加盟輸出国の天然ゴムによる輸出入の安定に寄与すること及び公正な採算のとれ

- (d) 加盟輸入国の需要を満たすために十分な量の天然ゴムの公正かつ妥当な価格による供給の確保に努めること並びに天然ゴムの供給についての信頼性及び継続性を向上させること。
- (e) 天然ゴムの過剰又は不足が生じた場合において、加盟国が遭遇することのある経済的困難を緩和するために実行可能な措置をとること。
- (f) 天然ゴム及びその加工品につき市場への進出の機会及び貿易が拡大するよう努めること。
- (g) 天然ゴムに関する問題についての研究及び開発を促進することにより、天然ゴムの競争力を向上させること。
- (h) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通に関して改善が行われることを容易にしかつ促進するよう努めることにより、天然ゴムをめぐる経済活動の効率的な発展を奨励すること。
- (i) 天然ゴムの供給及び需要に影響を及ぼす問題に関する国際協力及び協議を促進すること並びに天然ゴムに関する研究計画、援助計画その他の計画の推進及び調整を容易にするにと。

第二章 定義

第二条 定義

- (1) 「天然ゴム」とは、ヘヴェア、ブラジリエンシス及び他の植物(他の植物については、理事会がこの協定の対象とすることを決定することができる)から採取される固体状又は液体状の加硫していないエラストマーをいう。
- (2) 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第五条の政府間機関をいう。
- (3) 「加盟国」とは、(2)に定義する締約国をいう。
- (4) 「加盟輸出国」とは、天然ゴムを輸出している加盟国で自国が加盟輸出国であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸出国として認められるためには、理事会の同意を得ることを条件とする。
- (5) 「加盟輸入国」とは、天然ゴムを輸入している加盟国で自国が加盟輸入国であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸入国として認められるためには、理事会の同意を得ることを条件とする。
- (6) 「機関」とは、次条に規定する国際天然ゴム機関をいう。
- (7) 「理事会」とは、第六条に規定する国際天然ゴム理事会をいう。
- (8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の区分ごとの半数以上がこれらの数の票を投することを条件とする。
- (9) 「天然ゴムの輸出」とは、天然ゴムがいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ることを行い、「天然ゴムの輸入」とは、天然ゴムがいずれかの加盟国の関税地域内に入り、かつ、当該関税地域内において商取引の対象となることをいう。ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。
- (10) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。
- (11) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド及び合衆国ドルをいう。
- (12) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。
- (13) 「効力発生」とは、第六十条の規定によるこの協定の暫定的又は確定的な効力発生をいう。
- (14) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。
- (15) 「マレイシア・シンガポール・セント」とは、実勢為替相場によるマレイシア・セントとシンガポール・セントとの平均値をいう。
- (16) 「時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額」とは、各加盟国の純現金拠出額を構成する各部分を加重したものの合計をいう。日数の計算に当たっては、機関が拠出を受領した日、払戻

しが行われた日及びこの協定が終了する日は、考慮しない。

第三章 組織及び運用

第三条 国際天然ゴム機関の設立、本部及び構成

- 1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設立された国際天然ゴム機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。
 - 2 機関は、国際天然ゴム理事会、事務局長、職員及びこの協定に規定する他の内部機関によつてその機能を営む。
 - 3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、クアラ・ランブルに置く。ただし、4の規定に従うことを条件とする。
 - 4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。
- 第四条 機関の加盟国
- 1 加盟国の区分は、次のとおりとする。
 - (a) 加盟輸出国
 - (b) 加盟輸入国
 - 2 理事会は、第二十四条及び第二十七条の規定を十分に考慮に入れ、1に定める加盟国の区分につき加盟国がその属する区分を変更する場合の基準を定める。この基準を満たす加盟国は、理事会が特別多数票による議決で同意することを条件として、その属する区分を変更することができる。
 - 3 各締約国は、機関の単一の加盟国となる。
- 第五条 政府間機関の加盟
- 1 この協定において「政府」といふときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交

渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権を行使する。この場合において、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使しない。

第四章 國際天然ゴム理事会

第六条 國際天然ゴム理事会の構成

1 機関の最高機関は、國際天然ゴム理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成される。

2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び随員を指名することができる。

3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。ただし、理事会は、この協定の範囲外のかかる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に対しこのよう

な権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、第四十一条の規定の適用がある場合のほか、資金を借り入れる能力を有せず、また、第三十条に特に定める場合を除くほか、天然ゴムのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権限を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者に対し、書面による通告を行うことにより第四十八条4の規定につき注意を喚起することを確保する。もつとも、同条4の規定が書面により通告されない場合であつても、当該契約は、無効とならず、また、加盟国の債務の限定が放棄されたとはみなされない。

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則を採択する。規則には、理事会の手續規則、第十八条に規定する委員会の手續規則、緩衝在庫の管理及び運用に関する規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。

3 2の規定の適用上、理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、千九百七十九年の國際天然ゴム協定の下で定められた規則を検討し、適当と認める修正を行った上で採択する。採択されるまでの間、千九百七十九年の國際天然ゴム協定の下で定められた規則が適用される。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

5 理事会は、機関の活動に関する年次報告及び適当と認めるその他の情報を公表する。

第八条 権限の委任

1 理事会は、特別多数票による議決で、第十八

条の規定により設置される委員会に対し、この協定上理事会の特別多数票による議決を必要としない事項についての権限の全部又は一部の行使を委任することができる。その委任にかかわらず、理事会は、これらの委員会に委任した権限に係る事項につき、いつでも討議及び決定を行うことができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、1の規定により委員会に対して行つた権限の委任を撤回することができる。

第九条 他の機関との協力

1 理事会は、國際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができ

2 理事会は、また、適当な國際的な非政府機関との連絡を維持するための措置をとることができ

第十条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国の政府又は前条に規定する諸機関が理事会又は第十八条の規定により設置される委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十一条 議長及び副議長

1 理事会は、各年につき、議長一人及び副議長一人を選出する。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てられる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多数票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長

又はその双方の再選を妨げるものではない。

3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行つてゐるその他の役員は、その会合において投票権を行使することができない。もつとも、これらの者が代表する加盟国の投票権は、第六条3又は第十五条の2及び3の規定に従つて行使することができる。

第十二条 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長及び緩衝在庫管理官を任命する。

2 事務局長及び緩衝在庫管理官の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定及び理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 緩衝在庫管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、事務局長及び理事会に対して責任を負う。緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の日々の運用について責任を負うものとし、また、この協定の目的を達成する上で事務局長が緩衝在庫の効果的

な機能を確保することができるよう、緩衝在庫の運用の概略を絶えず事務局長に通報しておく。

5 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

6 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、ゴム産業、ゴムの取引その他ゴムに関係する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

7 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国にも又は理事会及び第十八条の規定により設置される委員会以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、理事会に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控えるものとする。加盟国は、事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼさうとしてはならない。

第十三条 会期

1 理事会は、原則として、各年の半期ごとに一回、通常会期を開催する。理事会は、価格帯の検討のため、第三十一条に規定する各十五箇月又は各三十箇月が経過した後二週間以内に、会期を開催する。

2 理事会は、この協定に特に定める事態に際し会期を開催するほか、その決定するとき又は次のいずれかの者による要請があるときは、特別

会期を開催する。

(a) 理事会の議長

(b) 事務局長

(c) 過半数の加盟輸出国

(d) 過半数の加盟輸入国

(e) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸出国

(f) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸入国

3 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、理事会が負うこととなる追加の費用を支弁する。

4 会期の通知及び会期における議題は、理事会の議長と協議の上、少なくとも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも十日前に送付する。

第十四条 票の配分

1 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。

2 いずれの加盟輸出国も、千票のうちから一の基本票を与えられる。ただし、天然ゴムの年間の純輸出量が一万トン未満である加盟輸出国に対しては、基本票を与えない。残余の票は、票の配分が行われる暦年の六暦年前からの五暦年間に於ける各加盟輸出国の天然ゴムの純輸出量にできる限り比例するように、各加盟輸出国に配分する。

の四暦年前からの三暦年間に於ける各加盟輸入国の天然ゴムの純輸入量の平均にできる限り比例するように、各加盟輸入国に配分する。もつとも、加盟輸入国に対しては、一票を与えるに

は当該加盟輸入国の天然ゴムの純輸入量の比率が十分でない場合であつても、一票を与える。

4 2及び3の規定、加盟輸入国の拠出に関する第二十七条の2及び3の規定並びに第三十八条の規定の適用上、理事会は、その第一回会期において、加盟輸出国の純輸出量に関する表及び加盟輸入国の純輸入量に関する表を作成するものとし、その後は、この条の規定に従つて毎年これらの表を修正する。

5 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、当該会計年度について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の会計年度の第一回通常会期まで有効なものとする。その後の会計年度については、理事会は、当該会計年度の第一回通常会期の始めに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の会計年度の第一回通常会期まで有効なものとする。

7 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、影響を受ける加盟国の区分についてその票をこの条の規定に従つて再配分する。

8 第六十四条の規定に基づく加盟国の除名又は第六十二条若しくは第六十三条の規定による加盟国の脱退の結果加盟国のいずれかの区分における残余の加盟国の貿易比率の合計が八十パー

セント未満に減少する場合には、理事会は、会合するものとし、特に、残余の加盟国に不当な財政上の負担を生じさせることなく緩衝在庫の効果的な運用を維持することの必要性を含め、この協定に定める条件及びこの協定の将来について決定を行う。

第十五条 投票手続

1 加盟国は、自国が理事会において有するすべての票を投ずる権利を有するが、この権利を使用するに当たつては、票を分割してはならない。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会期又は会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委任することができる。

3 他の加盟国からその票の投票を委任された加盟国は、その委任の範囲内で票を投ずる。

4 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。

第十六条 定足数

1 理事会の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国で

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号 千九百八十七年の國際天然ゴム協定の締結について承認を求めの件及び同報告書

あつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。
3 前条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

第十七条 決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。
2 加盟国が第十五条の規定を適用して票を理事会の会合において投ずる場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

第十八条 委員会の設置

1 千九百七十九年の國際天然ゴム協定によつて設置された次の委員会は、存続する。
(a) 運営に関する委員会
(b) 緩衝在庫の運用に関する委員会
(c) 統計に関する委員会
(d) 他の措置に関する委員会
理事会は、また、特別多数票による議決で、これら以外の委員会を設置することができる。

2 委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会は、特別多数票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。

第十九条 専門家協議会

1 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国のゴム業界から選ばれた専門家で構成する協議会を設置することができる。

2 1の協議会が設置された場合には、当該協議会は、特に緩衝在庫の運用及び第四十三条に規定する他の措置に関して理事会及び委員会に助言及び援助を与えることができる。

3 1の協議会の構成、任務及び運営規則は、理事会が決定する。

第五章 特権及び免除

第二十条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。ただし、第四十八条4の規定を害さないことを条件とする。
2 機関は、できる限り速やかに、機関並びに事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除であつてその任務の遂行のため通常必要とされるものに関する協定(以下「本部協定」という。)を機関の本部が置かれる国の政府(以下「接受政府」という。)と締結するよう努める。

3 機関は、本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の国の法律に反しない範囲内で免除するよう接受政府に要請する。
4 機関は、また、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを一又は二以上の政府と締結することができる。

5 機関の本部が他の国に移転する場合には、当該他の国の政府は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。
6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。
(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) その政府が接受政府である国から機関の本部が移転する場合
(c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 勘定及び会計検査

第二十一条 勘定

1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。
(a) 緩衝在庫勘定
(b) 運営勘定

2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の収入及び支出は、緩衝在庫勘定に記帳する。
第二十七条の規定に基づく加盟国からの提出、緩衝在庫からの売却による収入及び緩衝在庫の取得に係る支出、緩衝在庫勘定からの預託に係る利子並びに購入の委託、売却の委託、保管、輸送、取扱い、維持、入替え及び保険に要する費用

もつとも、理事会は、特別多数票による議決で、緩衝在庫の取引又は運用に帰せられるその他の種類の収入又は支出を緩衝在庫勘定に記帳することができる。
3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出は、原則として、第二十四条の規定に従つて決定される加盟国の分担金によつて負担される。

4 機関は、理事会又は第十八条の規定により設置される委員会に対する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。

第二十二条 支払の形式

運営勘定及び緩衝在庫勘定に対する支払については、自由利用可能通貨により又は主要な外国為替市場において自由利用可能通貨に交換すること

ができる通貨により行うものとし、外国為替上の制限を課さない。

第二十三条 会計検査

1 理事会は、会計年度ごとに、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った運営勘定の決算書は、各会計年度の終了後、できる限り速やかに、遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようにする。1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った緩衝在庫勘定の決算書は、各会計年度の終了後、六十日を経過した後遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようにする。運営勘定及び緩衝在庫勘定の決算書は、理事会がその後開催される最初の通常会期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、その後に公表する。

第七章 運営勘定

第二十四条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、その効力発生の日から最初の会計年度の末日までの期間についての運営予算を承認するものとし、その後は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の運営予算を承認する。理事会は、2の規定に従い、運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する各加盟国の票数の割合に比例するものと

する。分担金の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の運営予算に係る最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び加盟国となる日から当該会計年度の末日までの期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、他の加盟国の当該会計年度における分担金の額は、変更してはならない。

第二十五条 運営予算に係る分担金の支払

1 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその第一回会期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金は、各会計年度の二月二十八日までに行う。この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の最初の分担金の額は、前条3の規定に従つて決定するものとし、当該会計年度についての支払の義務は、当該政府が加盟国となる日の後六十日以内で生ずる。

2 加盟国が1の規定による分担金の支払の義務が生じた後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、事務局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払わない場合には、機関における当該加盟国の投票権は、理事会が別段の決定を行わない限り、停止される。事務局長の要請の後四箇月以内に当該加盟国がなおその分担金を支払わない場合には、この協定に

基づく当該加盟国のすべての権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、理事会により停止される。

3 理事会は、支払が遅れた分担金につき、当該分担金の支払の義務が生じた日以後についての接受国におけるプライム・レートにより算定した損害金を徴収する。

4 加盟国は、2の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、特に、分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第八章 緩衝在庫

第二十六条 緩衝在庫の規模

この協定の目的を達成するため、国際的な緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、千九百七十九年の国際天然ゴム協定において保有するすべての在庫を含め五十五万トンとする。緩衝在庫は、価格を安定させるために市場に介入する上でのこの協定における唯一の手段とするものとし、次の構成をとる。

- (a) 四十万トンの通常用緩衝在庫
- (b) 十五万トンの緊急用緩衝在庫

第二十七条 緩衝在庫の費用の負担

1 加盟国は、前条の規定に基づいて設置される五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用を負担することを約束する。千九百七十九年の国際天然ゴム協定の加盟国であつてこの協定の加盟国となつたものが千九百七十九年の国際天然ゴム協定の下の緩衝在庫勘定について有する持分は、当該加盟国の同意に基づき、千九百七十九年の国際天然ゴム協定第四十一条3に定める手続に従い、この協定の下の緩衝在庫勘定に引き

継がれる。

2 通常用緩衝在庫の費用及び緊急用緩衝在庫の費用は、いずれも加盟輸出国の区分と加盟輸入国の区分とで平等に負担する。緩衝在庫勘定に対する加盟国の拠出額は、3及び4に定める場合を除くほか、理事会における票数の比率に従い各加盟国に割り当てる。

3 第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が0・一パーセント以下である加盟輸入国は、次の(a)又は(b)の規定に従つて緩衝在庫勘定に拠出する。

- (a) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が0・一パーセントを超え0・一パーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、当該比率自体に基づいて算定した額を拠出する。
- (b) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が0・一パーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、0・一パーセントの比率に基づいて算定した額を拠出する。

4 第六十条の2又は4(b)の規定に基づいてこの協定が暫定的に効力を有している間については、緩衝在庫勘定に対する各加盟輸出国及び各加盟輸入国の拠出義務に係る限度額は、加盟輸出国の区分及び加盟輸入国の区分にそれぞれ割り当てられる二十七万五千トンに対するそれぞれ当分の総拠出額を基礎として並びに当該加盟輸出国又は加盟輸入国についての百分率(第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる)に対応する票数を基礎として算定する拠出額を超えるものであつてはならない。この協定

が暫定的に効力を有している場合における加盟国の資金上の義務は、両区分で平等に負担する。いずれか一方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額の合計が他方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額の合計を超える場合には、当該いずれか一方の区分に属する各加盟国の票数を第十四条4の規定により理事会が作成する表から得られる票数の比率に比例して減じた上で各加盟国の限度額を算定することにより、大きい方の合計を小さい方の合計と等しいものとする。ただし、この4及び次条1の規定にかかわらず、各加盟国の拠出額は、附属書A又は附属書Bに示す世界貿易における当該加盟国の百分率を基礎として算定する当該加盟国の総拠出額の百二十五パーセントを超えてはならない。

5 加盟国は、五十五万トンの通常用及び緊急用緩衝在庫の総費用を緩衝在庫勘定に対して現金による拠出を行うことにより負担する。この拠出は、適当な場合には、加盟国の適当な機関が支払うことができる。

6 五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用は、緩衝在庫勘定から支払う。総費用とは、五十五万トンの国際的な緩衝在庫の取得及び運用に係るすべての費用をいう。附属書Cの費用の評定額によつては緩衝在庫の取得及び運用に係る総費用を完全に支弁することができない場合には、理事会は、会合するものとし、総費用を支弁するために必要とされる拠出を票数の百分率に従つて行うよう要請するために必要な措置をとる。

第二十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の支払

- 1 緩衝在庫勘定に対する当初拠出は、現金で行われるものとし、その額は、七千万マレイシア・リンギットに相当する額とする。当初拠出は、緩衝在庫の運用のための予備運転資金となるものであり、前条の規定を考慮しつつ、各加盟国の票数の百分率に従いすべての加盟国の割り当てのものとす、この協定の効力発生の後の理事会の第一回会期の後六十日以内に支払を行う。この1の規定に従って支払される加盟国の当初拠出の全部又は一部は、当該加盟国の同意に基づき、千九百七十九年の國際天然ゴム協定の下の緩衝在庫勘定について当該加盟国が有する現金の持分を移転することによつて行ふ。
- 2 緩衝在庫勘定について四箇月以内に資金が必要となると緩衝在庫管理官が認めた場合には、事務局長は、1の措置とは別に、いつでも拠出を要請することができる。
- 3 2の拠出が要請された場合には、加盟国は、拠出の要請の通告があつた日から六十日以内に支払を行う。もつとも、理事会において二百票を有する一又は二以上の加盟国が要請する場合には、理事会は、特別会期を開催するものとし、その後四箇月の間における緩衝在庫の運用のための資金の必要性についての評価に基づき、当該拠出の要請を修正すること又は承認しなことができない。理事会が決定を行うことができなかつた場合には、加盟国は、事務局長の通告に従つて拠出の支払を行う。
- 4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のために要請される拠出の額は、当該拠出が要請された

時点において有効な下方介入義務価格を用いて算定する。

- 5 緊急用緩衝在庫に対する拠出の要請に関して、次の措置をとる。
 - (a) 理事会は、緩衝在庫が三十万トンに達した時に第三十一条の規定により行ふ基準価格の検討に際しては、緊急用緩衝在庫の運用を迅速に開始するために必要なすべての金融上その他の措置をとるものとし、必要なときは、拠出の要請を行う。
 - (b) 理事会は、緩衝在庫が四十万トンに達した時に第三十一条の規定により行ふ基準価格の検討に際しては、次のことを確認する。
 - (i) すべての加盟国が緊急用緩衝在庫に対する自国の拠出のために必要なすべての措置をとつたこと。
 - (ii) 緊急用緩衝在庫の運用を開始することが必要とされており、かつ、第三十条に定める条件によりその開始のための準備が十分に整つていること。
- 第二十九条 価格帯
- 1 緩衝在庫の運用のため、次の価格を設定する。
 - (a) 基準価格
 - (b) 下方介入価格
 - (c) 上方介入価格
 - (d) 下方介入義務価格
 - (e) 上方介入義務価格
 - (f) 下方指示価格
 - (g) 上方指示価格
 - 2 基準価格は、この協定の効力発生の日において一キログラム当たり二百一・六六マレイシア

ア・シンガポール・セントとする。ただし、千九百八十七年三月二十日に適用されている基準価格が千九百七十九年の國際天然ゴム協定の終了の前に改定される場合には、基準価格は、この協定の効力発生の日において、千九百七十九年の國際天然ゴム協定が終了する時点で適用されている水準に調整する。

- 3 上方介入価格及び下方介入価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の十五パーセントに相当する額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。
 - 4 上方介入義務価格及び下方介入義務価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の二十パーセントに相当する額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。
 - 5 3及び4の規定に従つて算定される価格のセント未満の端数は、四捨五入する。
 - 6 この協定の効力発生の日において、下方指示価格は一キログラム当たり百五十マレイシア・シンガポール・セントとし、上方指示価格は一キログラム当たり二百七十マレイシア・シンガポール・セントとする。千九百八十七年三月二十日に適用されているこれらの価格が千九百七十九年の國際天然ゴム協定の終了の前に改定される場合には、これらの価格は、この協定の効力発生の日において、千九百七十九年の國際天然ゴム協定が終了する時点で適用されている水準に調整する。
- 第三十条 緩衝在庫の運用
- 1 第三十二条に規定する市場の指標価格が、前

条に定める価格帯又は次条及び第三十九条の規定に従つて改定された価格帯との関係において

- (a) 上方介入義務価格に等しい場合又はこれを上回つている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が上方介入義務価格を下回るに至る時まで天然ゴムを売り出すことにより上方介入義務価格を守る。
- (b) 上方介入価格を上回つている場合には、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るため天然ゴムを売却することができる。
- (c) 上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間の価格である場合には、緩衝在庫管理官は、第三十五条に定める在庫の入替へについての責任を果たす場合を除くほか、天然ゴムの購入及び売却のいずれも行つてはならない。
- (d) 下方介入価格を下回つている場合には、緩衝在庫管理官は、下方介入義務価格を守るため天然ゴムを購入することができる。
- (e) 下方介入義務価格に等しい場合又はこれを下回つている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方介入義務価格を上回るに至る時まで天然ゴムを買い出すことにより下方介入義務価格を守る。

- 2 理事会は、緩衝在庫に係る購入又は売却が四十万トンに達した場合には、特別多数票による議決で、それぞれ、次のいずれの価格で緊急用緩衝在庫の運用を開始するかにつき決定を行う。
 - (a) 下方介入義務価格又は上方介入義務価格
 - (b) 下方介入義務価格と下方指示価格との間の

価格は又は上方介入義務価格と上方指示価格との間の価格

3 理事会が2の規定に従つて特別多数票による議決で決定を行わない限り、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方指示価格を一キログラム当たり二マレイシアリングガポール・セント上回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し下方指示価格を守るように、また、市場の指標価格が上方指示価格を一キログラム当たり二マレイシアリングガポール・セント下回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し上方指示価格を守るように緊急用緩衝在庫を使用する。

4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のいずれについても、市場の指標価格が下方指示価格を下回ることをないよう、また、上方指示価格を上回ることのないよう、緩衝在庫の有するすべての機能は、十分に活用する。

5 緩衝在庫管理官による購入及び売却は、確立された商業市場を通じて実勢価格により行うものとし、また、遅くとも三箇月以内に引き渡される現物のゴムを対象として行う。

6 理事会は、緩衝在庫の運用を容易にするため、確立されたゴム市場のある場所に及び承認された倉庫の置かれる場所に、必要に応じ、支部及び緩衝在庫管理官の事務所を設置する。

7 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の取引及び緩衝在庫勘定の資金状況に関する月例の報告書を作成する。月例報告書は、当該月の末日から三十日後に加盟国が入手することができるようにする。

8 緩衝在庫の取引に関する情報には、緩衝在庫

のすべての運用(在庫の入替えを含む。)に係る量、価格、品種、等級及び市場に関する情報を含める。緩衝在庫勘定の資金状況に関する情報には、預託に係る利率及び条件並びに使用通貨に関する情報並びに第二十一条に規定する事項についての他の関連情報を含める。

第三十一条 価格帯の検討及び改定

A 基準価格

1 基準価格の検討及び改定は、このAの規定に従い、市場の傾向又は緩衝在庫の純変動量に基づいて行う。基準価格は、千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定による最後の検討の十八箇月後に理事会が検討する。ただし、この協定が千九百八十八年五月一日後に効力を生ずる場合には、最初の検討はこの協定による理事会の第一回会期において、その後の検討は十五箇月ごとに理事会が行う。

(a) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間にある場合には、基準価格は、改定してはならない。

(b) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っている場合には、基準価格は、検討の時点における基準価格からその五パーセントに相当する価額を減じた価格に自動的に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を五パーセントより高い百分率により下方に調整することを決定する場合は、この限りでない。

(c) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の

指標価格の平均が上方介入価格を上回っている場合には、基準価格は、検討の時点における基準価格にその五パーセントに相当する価額を加えた価格に自動的に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を五パーセントより高い百分率により上方に調整することを決定する場合は、この限りでない。

2 事務局長は、緩衝在庫の純変動量が十万吨に達する場合には、事態についての評価を行うため理事会の特別会期を招集する。最初の招集は千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定により行われた最後の評価の後に、その後の招集はこの2の規定により行われた前回の評価の後に、純変動量が十万吨に達した場合に行われる。理事会は、特別多数票による議決で、次の措置及び他の適当な措置をとることを決定することができる。

(a) 緩衝在庫の運用の停止
(b) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更
(c) 基準価格の改定

3 (a) 千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定により行われた基準価格の最後の改定、(b) この3の規定により行われた基準価格の最後の改定又は(c) 2の規定により行われた基準価格の最後の改定のうち最近の改定の後に、緩衝在庫に係る純購入量又は純売却量が三十万トンに達した場合には、その時点における基準価格は、それぞれその三パーセントに相当する価額を当該基準価格から減じた価格又は当該基準価格に加えた価格に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を三

パーセントより高い百分率により引き下げ又は引き上げること決定する場合は、この限りでない。

4 基準価格の調整は、いかなる理由であつても、調整後の下方介入義務価格が下方指示価格を下回り又は調整後の上方介入義務価格が上方指示価格を上回ることとなるものであつてはならない。

B 指示価格

5 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができる。

6 理事会は、指示価格の改定が市場の傾向及び条件の変化に即して行われることを確保する。このこととの関連において、理事会は、天然ゴムの価格、消費、供給、生産費及び在庫の傾向、緩衝在庫に保有される天然ゴムの量並びに緩衝在庫勘定の資金状況を考慮に入れる。

7 下方指示価格及び上方指示価格は、次の場合に検討する。
(a) 千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条7(a)の規定による最後の検討の三十箇月後。ただし、この協定が千九百八十八年五月一日後に効力を生ずる場合には、最初の検討はこの協定による理事会の第一回会期において、その後の検討は三十箇月ごとに行う。

(b) 例外的な事態においては、理事会において二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国の要請がある場合
(c) 基準価格につき、(i) 下方指示価格の最後の改定の後若しくは千九百七十九年の国際天然ゴム協定の効力発生の後下方に、又は(ii) 上方

指示価格の最後の改定の後若しくは千九百七十九年の國際天然ゴム協定の効力発生の後上方に、3の規定による三パーセント以上の改定及び1の規定による五パーセント以上の改定が行われる場合又は1、2若しくは3の規定による合計八パーセント以上の改定が行われる場合。ただし、基準価格の最後の改定の後六十日の間における日ごとの市場の指標価格の平均がそれぞれ下方介入価格を下回っていること又は上方介入価格を上回っていることを条件とする。

8 5から7までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を下回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、上方への改定は、行つてはならない。同様に、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を上回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、下方への改定は、行つてはならない。

第三十二条 市場の指標価格

1 日ごとの市場の指標価格を設定する。日ごとの市場の指標価格は、クアラ・ランポール、ロンドン、ニュー・ヨーク及びシンガポールの各市場における日ごとの当月限物の公式の価格を複合したもの、すなわち、天然ゴムの市場を反映したものとするようにこれらの価格を加重平均したものとする。日ごとの市場の指標価格は、当初は、RSS一号、RSS三号及びBTS R二十番の価格を基礎として算定するものと

し、それぞれについての加重値は、均等なものとする。すべての建値は、マレイシア・シンガポール通貨によるマレイシア港・シンガポール港本船渡し価格に換算する。

2 理事会は、日ごとの市場の指標価格の算定につき品種・等級の構成及び加重値並びに計算方法を検討するものとし、また、特別多数票による議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ゴムの市場を反映したものとするのを確保するためにこれらを変更することができる。

3 最近の五市場日における日ごとの市場の指標価格の平均がこの協定に規定する価格を上回っている場合、これに等しい場合又はこれを下回っている場合には、市場の指標価格は、それぞれ当該この協定に規定する価格を上回っているものと、これに等しいと又はこれを下回っているものとみなす。

第三十三条 緩衝在庫の構成

1 理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、次の(a)及び(b)の基準に従い、緩衝在庫として用いるくん煙シート(RSS)及び技術的格付ゴム(TSR)の國際的に認められた標準的な品種・等級を指定する。

(a) 緩衝在庫として用いることが認められる最低の品種・等級は、RSS三号及びTSR二十番とする。

(b) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前暦年の天然ゴムの貿易量の少なくとも三パーセントに相当する量を占めているものとする。

2 緩衝在庫につき、市況の変化、この協定の目的である安定化の達成及び商業上の見地からそ

の質を高い水準に維持する必要性を反映した構成とすることを確保するために必要な場合には、理事会は、特別多数票による議決で、1に定める基準又は選択された品種若しくは等級を変更することができる。

3 緩衝在庫管理官は、この協定の目的である安定化を推進するとともに、緩衝在庫について天然ゴムの輸出又は輸入の形態を反映した構成とするよう努める。

4 理事会は、価格を安定させるために必要な場合には、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

第三十四条 緩衝在庫の置かれる場所

1 緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することのできる場所に置く。この原則に従い、緩衝在庫は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、加蓋輸出国及び加盟輸入国の双方の領域に置く。緩衝在庫の加盟国間の配置については、費用の最小化を図るとともにこの協定の目的である安定化を達成することができるような方法で行う。

2 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、理事会によつて決定される基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

3 この協定の効力発生の後、理事会は、倉庫の一覧表及び倉庫の使用に必要な措置を確定し及び承認する。理事会は、必要な場合には、千九百七十九年の國際天然ゴム協定の理事会が承認した倉庫の一覧表及び同理事会が決定した基準

を検討し、これらを適宜維持し又は修正することができる。

4 理事会は、また、緩衝在庫の置かれている場所について定期的に検討するものとし、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することができるよう、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の置かれている場所を変更するよう指示することができる。

第三十五条 緩衝在庫の入替え

緩衝在庫管理官は、すべての緩衝在庫がその品質につき商業上の見地から高い水準において購入され及び維持されることを確保する。緩衝在庫管理官は、この水準を確保するために必要な場合には、緩衝在庫に保管されている天然ゴムを入れ替えるものとし、この場合において、緩衝在庫の入替えに要する費用及び入替えが市場の安定に及ぼす影響に適切な考慮を払う。入替えに要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第三十六条 緩衝在庫の運用の制限又は停止

1 理事会は、第三十条の規定にかかわらず、理事会の会期が開催されている場合において、同条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、特別多数票による議決で、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

2 事務局長は、理事会の会期が開催されていない場合において、第三十条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、議長と協議を行つた後、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

3 事務局長は、2の規定に基づき緩衝在庫の運用を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。理事会は、第十三条4の規定にかかわらず、制限又は停止の日の後十日以内に会合するものとし、特別多数票による議決で、制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事會が当該会期において何らの決定も行わないう場合には、緩衝在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

4 理事会は、この条の規定に基づき決定した緩衝在庫の運用の制限又は停止が効力を有する間は、三箇月を超えない間隔でその決定を検討する。この検討を行うための会期において、理事會が特別多数票による議決で制限若しくは停止の継続を追認しない場合又は何らの決定も行わない場合には、緩衝在庫の運用は、制限なしに再開する。

第三十七条 緩衝在庫勘定に対する拠出に係る制裁

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限の最終日までに履行しない場合には、当該加盟国は、支払が延滞しているものとする。六十日以上支払が延滞している加盟国は、2に規定する事項に関する投票において、加盟国でないものとみなされる。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事會が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。

3 支払が延滞している加盟国は、支払期限の最終日からの接受国におけるプライム・レートに

よる利子を負担する。他の加盟輸入国及び加盟輸出国による延滞額の補填は、自発的に行われらるものでなければならぬ。

4 六十日以上支払が延滞していた加盟国の投票権その他の権利は、延滞していた支払が行われたと理事會が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞額を補填していた場合には、当該他の加盟国は、完全に返済を受ける。

第三十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の調整

1 理事会は、各会計年度の第一回通常会期における票の再配分に当たり又は機関の加盟国に変更がある場合にはその都度、この条の規定により、各加盟国が緩衝在庫勘定に対して行つた拠出について必要な調整を行う。このため、事務局長は、次の額を算定する。

(a) 各加盟国の純現金拠出額。この額は、この協定の効力発生の後各加盟国が支払つたすべての拠出の合計額から2の規定により各加盟国に返還された額を減ずることによつて算定する。

(b) 総計純拠出要請額。この額は、一連の拠出要請額の合計額から2の規定により返還された額の合計額を減ずることによつて算定する。

(c) 各加盟国の改定純拠出額。この額は、第十四条の規定により改定された各加盟国の理事会における票数の比率に基づき及び第二十七条3の規定に従い、総計純拠出要請額を加盟国に配分することによつて算定する。もつとも、この条の規定の適用上、各加盟国の票数の比率は、いずれかの加盟国の投票権の停止

及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

加盟国の純現金拠出額がその改定純拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定から差額(ただし、未払の延滞損害金を減じた額)の返還を受ける。加盟国の改定純拠出額がその純現金拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定に差額(ただし、未払の延滞損害金を加えた額)を支払う。

2 理事会は、第二十八条の2及び3の規定に考慮を払つた上で当該時点から四箇月の間緩衝在庫を運用するために必要な資金の額を超える純現金拠出額が存在すると決定する場合には、この超過額から同条の当初拠出の額を減じた額を返還する。ただし、理事會が、特別多数票による議決で、返還をしないと又はこれよりも少ない額を返還すると決定する場合は、この限りでない。返還額についての各加盟国の取り分は、各加盟国の純現金拠出額に比例して算定した額から未払の延滞損害金を減じた額とする。支払が延滞している加盟国の拠出に係る債務は、返還額の総計純現金拠出額に対する率に比例して減ぜられる。

3 加盟国が要請する場合には、当該加盟国が受ける権利を有する返還額は、緩衝在庫勘定に保留することができる。加盟国が自国に対する返還額を緩衝在庫勘定に保留することを要請する場合には、当該返還額は、第二十八条の規定により将来要請される拠出の額から控除される。加盟国の要請により緩衝在庫勘定に保留された返還額は、当該額の通常の払戻期限の最終日から実際の払戻しの前日までの間、緩衝在庫勘定

の資金に対して得られる平均金利で利子を生ずる。

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となつた支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

5 緩衝在庫勘定における現金の額が加盟国の総計純現金拠出額を超える場合には、この余剰資金は、この協定の終了の際に配分される。

第三十九条 緩衝在庫及び為替相場の変動

1 マレイシア・リンギット、シンガポール・ドルと天然ゴムの主要な輸出国又は輸入国である加盟国の通貨との間の為替相場の変動により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、事務局長は、第三十六条の規定により理事會の特別会期を招集するものとし、また、加盟国は、第十三条の規定に基づき特別会期の開催を要請することができる。理事會は、十日以内に会合し、第三十六条の規定に基づいて事務局長がとつた措置を追認し又は解除するものとし、また、第三十一条の第一文及び同条の第一文の原則に従い、特別多数票による議決で、適当な措置(価格帯の改定を含む。)をとることを決定することができる。

2 理事會は、特別多数票による議決で、理事會の適時の招集を確保することのみを目的として、1の為替相場が著しく変動したと決定するための方式を定める。

3 マレイシア・リンギットとシンガポール・ドルとの為替相場上の乖離により緩衝在庫の運用

に著しい影響が生ずる場合には、理事会は、状況を検討するために会合するものとし、単一の通貨の採用につき検討することができる。

第四十条 緩衝在庫勘定の清算手続

1 緩衝在庫管理官は、この協定の終了の際に、この条の規定に従い緩衝在庫勘定の資産を清算するための又は当該資産を天然ゴムに関する新たな国際協定の下に移転させるための費用の総額を見積もるものとし、当該総額を別個の勘定に保留しておく。緩衝在庫勘定の残高が当該費用を支弁するために十分でない場合には、緩衝在庫管理官は、必要な追加額を調達するために十分な量の天然ゴムを緩衝在庫から売却する。

2 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、次の方式により算定する。

(a) 緩衝在庫の価額は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムの総量の価額とする。この価額は、品種・等級別の天然ゴムの量に、第三十二条にいう各市場における品種・等級別の天然ゴムの時価のうちこの協定の終了の日に先立つ三十市場日中の最低値であるものを乗じた価額を合計して算定する。

(b) 緩衝在庫勘定の価額は、緩衝在庫の価額にこの協定の終了の日における緩衝在庫勘定の現金資産の額を加えた価額から1の規定により保留される額を減じた価額とする。

(c) 各加盟国の純現金拠出額は、この協定の有効期間中各加盟国が行った拠出の合計額から第三十八条の規定により返還された額の合計額を減じた額とする。この場合において、第三十七条の規定に従つて支払われた延滞損害金は、緩衝在庫勘定に対する拠出に含まない。

い。

(d) 緩衝在庫勘定の価額が各加盟国の純現金拠出額を合計した額を上回る場合又は下回る場合には、余剰分はこの協定に定義する時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額に比例して各加盟国に割り当て、不足分は各加盟国が加盟国であつた期間に有した票数の平均に比例して各加盟国に割り当てる。各加盟国が負担すべき不足分の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

(e) 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、各加盟国の純現金拠出額につき緩衝在庫勘定の(d)の不足分又は余剰分のうち各加盟国に割り当てられた額に係る減額又は増額をした額から、未払の延滞損害金の額を減じた額とする。

3 この協定がその終了後直ちに天然ゴムに関する新たな国際協定によつて置き替えられることとなる場合には、理事会は、特別多数票による議決で、新たな国際協定に参加する意思を有する加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分を新たな国際協定の必要とするところに従つて新たな国際協定の下に効率的に移転させることを確保するための手続を採択する。新たな国際協定に参加することを希望しない加盟国は、自国が緩衝在庫勘定について有する持分につき、次の方法により支払を受ける権利を有する。

(a) 緩衝在庫勘定に対する各加盟国の純現金拠出額を合計した額に占める当該加盟国の持分の百分率に比例して、三箇月以内に、使用する

ることができ、現金から支払を受ける。

(b) 秩序立つた売却によつて又は新たな国際協定の下の時価による移転によつて緩衝在庫を処分することにより得られる純収益から支払を受ける。その処分は、十二箇月以内に完了させる。ただし、理事会が特別多数票による議決で(a)の規定に基づく支払の額を増加することを決定する場合は、この限りでない。

4 この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十六条の規定による最長の期間内に次の条件に従つて行われる緩衝在庫の秩序立つた処分を規律する手続を採択する。

(a) 天然ゴムは、新たに購入してはならない。機関は、新たな費用を負担してはならない。ただし、緩衝在庫の処分に要する費用は、この限りでない。

5 緩衝在庫勘定の残余の現金は、2の規定により算定される各加盟国の持分に比例してそれぞれの加盟国に直ちに分配する。もつとも、この規定は、6の規定に基づきいずれかの加盟国が天然ゴムを受け取ることを選択する権利を害するものではない。

6 加盟国は、理事会が採択する手続に従い、自国が緩衝在庫勘定の資産について有する持分につき、その全部又は一部を現金により受け取ることに代えて天然ゴムを受け取ることを選択することができる。

7 理事会は、加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分に係る調整及び支払のための適切な手

続を採択する。調整に当たっては、次の事項を考慮する。

(a) 2(a)に規定する天然ゴムの価格と緩衝在庫の全部又は一部が緩衝在庫の処分に関する手続に従つて売却される価格との乖離

8 理事会は、緩衝在庫勘定に係る最後の取引の後三十日以内に会合し、加盟国についての最終的な会計上の決済をその会合の後三十日以内に終えるようにする。

第九章 一次産品のための共通基金との関係

第四十一条 一次産品のための共通基金との関係

一次産品のための共通基金が活動を開始する場合には、理事会は、一次産品のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。理事会は、このため、共通基金との提携協定のための相互に受諾可能な条件について共通基金と交渉する。

第十章 供給、市場への進出の機会及び他の措置

第四十二条 供給及び市場への進出の機会

1 加盟輸出国は、消費者に天然ゴムが継続的に供給されることを維持する政策及び計画を可能な限り追求することを約束する。

2 加盟輸入国は、天然ゴムにつき自国の市場への進出の機会を維持する政策を可能な限り追求することを約束する。

第四十三条 他の措置

1 この協定の目的を達成するため、理事会は、

次のことを促進することを目標とする適当な措置及び方法を選定し及び提案する。

(a) 加盟生産国が生産、生産性及び販売の増大及び改善を通じて天然ゴムをめぐる経済活動を発展させること、ひいては、加盟生産国の輸出入を増加させ、同時に、供給の信頼性を向上させること。このため、他の措置に関する委員会は、次のものを決定するために経済的及び技術的分析を行う。

(i) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益となる天然ゴムの研究及び開発に関する総合計画及び事業計画(特定の分野における科学的研究に関する活動を含む)。

(ii) 天然ゴム産業の生産性を向上させるための総合計画及び事業計画

(iii) 供給される天然ゴムの品質を向上させるための並びに天然ゴムの品質に関する規格及び天然ゴムの製品形態の統一を達成するための方法及び手段

(iv) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通を改善するための方法

(b) 天然ゴムの最終用途を開発すること。このため、他の措置に関する委員会は、天然ゴムの用途の拡大及び新たな用途をもたらし総合計画及び事業計画を選定するために適当な経済的及び技術的分析を行う。

2 理事会は、1の措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、十分な資金が国際金融機関、一次産品のための共通基金(設立された場合)の第二勘定その他の適当な資金源から提供されることを促進しかつ容易にするよう努める。

3 理事会は、適当な場合には、この条の規定による特定の措置の実施を促進するため、加盟国及び国際機関その他の機関に対し勧告を行うことができる。

4 他の措置に関する理事会は、委員会が決定したその実施の促進及び勧告に係る措置についての進捗状況を定期的に検討するものとし、その検討につき理事会に報告する。

第十一章 国内政策に関する協議

第四十四条 協議

理事会は、加盟国が要請する場合には、天然ゴムの供給又は需要に直接に影響を及ぼす天然ゴムに関するいずれの政府の政策についても協議する。理事会は、加盟国の検討に供するため、理事会の勧告を加盟国に送付することができる。

第十二章 統計、研究及び情報

第四十五条 統計及び情報

1 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき、この協定を十分に機能させるために必要な統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、理事会に対し、天然ゴムの生産、消費及び貿易に関する品種・等級別の入手可能な資料を速やかにかつ可能な限り提供する。

3 理事会は、また、この協定を十分に機能させるために必要な他の提供可能な情報(関連分野についての情報を含む)を提供するよう加盟国に要請することができる。

4 加盟国は、自国の国内法に適合する範囲内で、かつ、自国にとつて最も適当な方法により、1から3までに規定する統計及び情報を受当期間内に可能な限り提供する。

5 理事会は、天然ゴムの生産、消費、在庫、貿易及び価格並びに天然ゴムの需要及び供給に影響を及ぼす他の要素に関する最新の信頼し得る資料の入手に資するため、適当な国際機関(国際ゴム研究会を含む)及び商品取引所と緊密な関係を確立する。

6 理事会は、天然ゴム又はその関連製品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報も公表されないことを確保するよう努める。

第四十六条 年次評価、予測及び研究

1 理事会は、加盟国の提供する情報並びに関係する政府間機関及び国際機関からの情報を参考として、世界の天然ゴム事情及び天然ゴムの関連分野に関する年次評価を作成する。

2 理事会は、また、少なくとも半年に一回、その後六箇月の間の天然ゴムの生産、消費、輸出及び輸入の予測を、可能な場合には品種・等級別に、行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

3 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い又はこれらの研究を行うために適当な措置をとる。

第四十七条 年次検討

1 理事会は、毎年、第一条に定める目的に照らしこの協定の実施について検討するものとし、その検討の結果を加盟国に通報する。

2 理事会は、1の通報の後、加盟国に対して勧告を行い、その後、自己の権限の範囲内での協定を一層効果的に実施するための措置をとる

ことができる。

第十三章 雑則

第四十八条 加盟国の一般的義務及び債

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払う及び協力するものとし、この協定の目的に反するいかなる行動もとつてはならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるように天然ゴムをめぐる経済活動についての成長及び近代化を促進するため、当該経済活動に関する状況を改善するよう並びに天然ゴムの生産及び利用を奨励するよう努める。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾するものとし、これらの決定を制限する効果又はこれらの決定に反する効果を有することとなる措置をとらない。

4 この協定の運用上生ずる加盟国の債務(機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない)は、第七章及び第八章の規定に従って行われる運営勘定に対する分担金の支払及び緩衝在庫の費用の負担に係る加盟国の義務並びに第四十一条の規定により理事会が負うことができる義務の範囲に限定される。

第四十九条 貿易に対する障害

1 理事会は、第四十六条に規定する世界の天然ゴム事情に関する年次評価に従い、生の、半加工をした又は変性加工をした天然ゴムの貿易の拡大に対する障害となつているものを認定する。

2 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対し、貿易に対する障害を漸進的に除去

し及び可能なときは撤廃するため相互に受諾可能なかつ実行可能な措置を適当な国際的な場において探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十条 天然ゴムの輸送及び天然ゴム市場の構造

理事会は、市場に対する規則的な供給を確保し及び市場に供給された製品の費用を軽減するため、合理的かつ衡平な運賃の実現及び輸送体制の改善を奨励しかつ容易にするものとする。

第五十一条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲの3及び4に定めるところに従つて適当な特別の救済措置をとることにつき検討する。

第五十二条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急な事態又は不可抗力のため加盟国のこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務が履行不可能である理由に関する加盟国の説明を認容したときは、特別多数票による議決で、その義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟国の義務を免除するに当たり、その免除の条件、期間及び理由を明示する。

第五十三条 公正な労働基準
加盟国は、自国の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させることとなる労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

第十四章 苦情及び紛争
第五十四条 苦情

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議をした後、苦情に係る事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の決定は、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に違反していると認定する場合には、この協定の他の条に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

- (a) 当該加盟国が理事会において有する投票権を停止すること及び、必要と認めるときは、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国のその他の権利(理事会又は第十八条の規定により設置される委員会の役員の地位を保持する権利及びこれらの委員会の構成国に選出される権利を含む。)を停止すること。
- (b) 違反がこの協定の実施を著しく妨げている場合には、第六十四条の規定に基づく措置をとること。

第五十五条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて関係加盟国の間で解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国であつて総票数の三分の一以上を有するものは、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行うのに先立つて係争中の問題につき3の規定により構成される諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の五人の者で構成する。

- (i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。
- (ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、加盟輸出国が指名する者と同様の資格を有する者とする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)
- (b) 加盟国及び非加盟国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。
- (c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、特別多数票による議決で、当該紛争について決定を行う。

第十五章 最終規定
第五十六条 署名

この協定は、千九百八十七年五月一日から十二月三十一日まで、国際連合本部において、千九百八十五年の国際連合天然ゴム会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第五十七条 寄託者

国際連合事務総長は、ここにこの協定の寄託者として指名される。

第五十八条 批准、受諾及び承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上又は組織上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十九年一月一日までに寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかった署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを宣言する。

第五十九条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することができない政府は、この協定が次条の

規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的にしかし完全に適用する旨を、いつでも寄託者に通告することができ。

2 1の規定にかかわらず、いずれの政府も、この協定を自国の憲法上又は立法上の手続による制限の範囲内においてのみ適用する旨を、暫定的適用の通告書に明記することができる。もつとも、当該政府は、運営勘定に係るすべての資金上の義務を履行する。このような暫定的適用の通告を行つた政府は、この協定の暫定的効力発生から十二箇月を経過した後においては暫定的加盟国としての資格を有することができない。当該十二箇月の期間内に緩衝在庫勘定に対する資金の拠出を要請する必要がある場合には、理事会は、この2の規定に基づいて暫定的加盟国としての資格を有している政府の地位について決定を行う。

第六十条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の八十パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百八十七年十月二十三日までに又はその後のいずれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、千九百八十七年十月二十三日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の七十五パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の七十五パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百八十七年十月二十三日までに又はその後千九百八十九年一月一日前のいずれかの日までに、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条1の規定によりこの協定を暫定的に適用し、かつ、この協定に係る資金上の約束を完全に引き受ける旨を寄託者に通告した場合には、千九百八十七年十月二十三日又は当該千九百八十九年一月一日前のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。この場合において、この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずる場合又は理事会が4の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、十二箇月の期間暫定的に効力を有する。

3 国際連合事務総長は、この協定が2の規定に基づいて千九百八十九年一月一日までに暫定的に効力を生じなかつた場合には、その後の実行可能と認める最も早い時に、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。その会合は、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的又は確定的に発効させるために必要な措置をとるべきかどうかにつき、これらの政府に対し勧告を行うことを目的とする。国際連合事務総長は、その会合において結論が得られなかつた場合において、適当と認めるときは、そのような会合を再び招集することができる。

4 理事会は、1に定めるところの協定の確定的効力発生要件が2の規定に基づくこの協定の暫定的効力発生の後十二箇月以内に満たされないと認める場合には、この十二箇月の期間の満了の日の遅くとも一箇月前までにこの協定の将来につき検討し、1の規定に従うことを条件として、特別多数票による議決で、次のことを決定する。

- (a) この協定の全部又は一部をその時における加盟国の間で確定的に発効させること。
 - (b) この協定の全部又は一部につき、暫定的効力発生の状態をその時における加盟国の間で更に一年間継続させること。
 - (c) この協定について再交渉をすること。
- この協定は、この十二箇月の期間が経過した後を終了する。理事会は、この4の規定によつて行つた決定を寄託者に通報する。

5 この協定は、この協定の効力発生の後批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

6 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招集する。

第六十一条 加入

1 この協定は、すべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、理事会が定める条件に基づいて行ふ。この条件には、特に、加入書の寄託の期限、票数及び資金上の義務について定める。もつとも、理事会は、この条件に定める期限内に加入書を寄託することができなかつた政府に対し、期限の延長を認めることができ。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行ふ。加入書には、当該政府が理事会が定めるすべての条件を受諾する旨を明記する。

第六十二条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができ。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正が効力を生ずるための要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、寄託者に対し改正の受諾を通告することができ。ただし、通告が改正の効力発生前に行われることを条件とする。

5 加盟国は、改正が効力を生ずる日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は組織上の手続を完了することが困難であるため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正が効力を生ずるための要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

第六十三条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつても、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行つた加盟国は、同時に、脱退の通告を行つた旨を理事会に通報する。

2 脱退の通告を行つた加盟国は、寄託者がその通告を受領した後一年で、締約国でなくなる。

第六十四条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後一年で、締約国でなくなる。

第六十五条 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾することができる加盟国の

会計上の決済

1 理事会は、この条の規定に従い、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国についての会計上の決済を行う。

(a) 第六十二条の規定によるこの協定の改正を受諾することができないこと。

(b) 第六十三条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

ること。

2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定に支払つた分担金を保留する。

3 理事会は、この協定の改正を受諾することができないこと、脱退すること又は除名されることにより締約国でなくなる加盟国に対し、当該加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分(緩衝在庫勘定に生ずる余剰分について有する持分を除く)を第四十条の規定に従つて返還する。

(a) この協定の改正を受諾することができないことにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改正の効力発生から一年が経過した後に行う。

(b) 脱退する加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。もつとも、その脱退の結果、理事会が次条5の規定に基づき返還に先立つてこの協定を終了させることを決定する場合には、第四十条及び次条6の規定を適用する。

(c) 除名される加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。

4 緩衝在庫勘定の運用を害することなしには又は返還に要する資金を調達するために加盟国からの追加の拠出を要請することなしには3(a)、(b)又は(c)の規定による緩衝在庫勘定からの現金の支払を行うことができない場合には、支払は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムのうち必要な量の天然ゴムを上方介入価格以上の価格で売却することができる時まで延期する。脱退する加盟国に対しこの4の規定により支払が延

期される旨を理事会が第六十三条に定める一年の期間の満了前に通報する場合において、当該加盟国が希望するときは、脱退の意思の通告と実際の脱退との間の一年の期間は、理事会が当該加盟国の持分の支払が六十日以内に行われる旨の通報を行う時まで延長される。

5 この条の規定により受当な返還を受けた加盟国は、機関の清算によつて得られる収益につき持分を有する権利を有しない。当該加盟国は、また、返還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を有しない。

第六十六条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後五年間効力を有する。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する五年の期間の満了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉をすることを決定することができる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を1に規定する五年の期間の満了の日から通算して二年を超えない期間延長することができる。

4 天然ゴムに関する新たな国際協定についての交渉が行われ、かつ、3の規定に基づくこの協定の延長期間内に新たな国際協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、新たな国際協定が効力を生ずる時に終了する。

5 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了の後も、第四十条

の規定に従い及び理事会の特別多数票による議決による関連決定に従い機関の清算(会計上の決済を含む)及び資産の処分を行うため、三年を超えない期間継続するものとし、この期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の規定に基づいて行つた決定を寄託者に通報する。

第六十七条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。千九百八十七年三月二十日にジュネーブで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

附属書A

第六十条の規定の適用上算定された純輸出量の総計に対する各輸出国の純輸出量の百分率

| 国名 | 百分率(注) |
|--------|--------|
| ポリヴィア | 〇・〇六三 |
| ビルマ | 〇・三八一 |
| カメルーン | 〇・四九四 |
| 象牙海岸 | 〇・八八七 |
| ガーナ | 〇・〇〇九 |
| グアテマラ | 〇・二七三 |
| インドネシア | 二七・三六三 |
| リベリア | 二・三〇四 |

| | |
|------------|---------|
| マレイシア | 四四・三六一 |
| ナイジェリア | 〇・八二七 |
| パプア・ニューギニア | 〇・一〇七 |
| フィリピン | 〇・二四一 |
| スリ・ランカ | 三・八四二 |
| タイ | 一七・二五三 |
| ヴィエトナム | 一・一四一 |
| ザイル | 〇・四五四 |
| 合計 | 一〇〇・〇〇〇 |

注 これらの百分率は、千九百八十一年から千九百八十五年までの五年間における天然ゴムの純輸出量の総計に対する百分率である。

| | |
|-----------------------------|---------|
| フランス | 五・二五七 |
| ドイツ連邦共和国 | 六・四八〇 |
| ギリシャ | 〇・二九九 |
| アイルランド | 〇・一六八 |
| イタリヤ | 四・一三〇 |
| オランダ | 〇・四四二 |
| ポルトガル | 〇・三四三 |
| スペイン | 三・二五一 |
| グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王国 | 四・〇六九 |
| フィンランド | 〇・二六七 |
| インド | 一・〇九二 |
| イラク | 〇・〇七七 |
| ジャマイカ | 〇・〇二三 |
| 日本国 | 一七・五四〇 |
| マダガスカル | 〇・〇〇〇 |
| マルタ | 〇・〇〇〇 |
| メキシコ | 一・七八二 |
| モロッコ | 〇・一九五 |
| ニュー・ジブラント | 〇・二二二 |
| ノールウェー | 〇・一一〇 |
| パナマ | 〇・〇三〇 |
| ポーランド | 一・七三五 |
| ルーマニア | 一・四七二 |
| スウェーデン | 〇・四二二 |
| スイス | 〇・〇九五 |
| ソヴィエト社会主義共和国連邦 | 六・八二一 |
| アメリカ合衆国 | 二四・四二〇 |
| ヴェネズエラ | 〇・四二五 |
| 合計 | 一〇〇・〇〇〇 |

注 これらの百分率は、千九百八十三年から千九百八十五年までの三年間における

天然ゴムの純輸入量の総計に対する百分率である。

附屬書C 千九百八十五年の国際連合天然ゴム会議の議長が評定した緩衝在庫の費用

千九百八十二年から千九百八十七年まで行われた約三十六万トンの現存緩衝在庫の取得及び運用に要した実際の費用を基礎として、五十五万トンの緩衝在庫の取得及び運用に要する費用は、五十五万トンに下方介入義務価格（一キログラム当たり百六十一マレイシアシンガポール・セントとする。）を乗じた額にその額の三十パーセントに相当する額を加えることによつて、算定することができる。

一 本件の目的及び要旨

昭和五十四年に天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を目的として「千九百七十九年の国際天然ゴム協定」が作成され、七年にわたつて運用されてきた。同協定の有効期間の終了が近づくに伴い、昭和六十年四月から新たな国際天然ゴム協定を作成する交渉が行われ、その結果、昭和六十二年三月九日から二十日までジュネーヴで開催された国際連合天然ゴム会議においてこの協定が採択された。その主な内容は次のとおりである。

- この協定の目的は、天然ゴムの価格の過度の変動を回避し、市場の長期的傾向を乱すことなく天然ゴムの価格を安定させることによる天然ゴムの取引の安定を達成すること。
- この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設立された国際天然ゴム機関（以下「機関」という。）を存続させること。
- 機関の最高機関であり、全加盟国で構成する国際天然ゴム理事会（以下「理事会」という。）は、この協定実施のために、権限の行使、任務の遂行、事務局長及び緩衝在庫管理官の任命等の措置を取ること。
- 協定の実施及び運用のため緩衝在庫勘定及び運営勘定を設け、それぞれの勘定ごとに毎年会計検査を行うこと。
- 運営予算は、加盟国の票数に比例して配分される分担金によつて負担されること。
- この協定の目的を達成するため、緩衝在庫を設置し、保有する緩衝在庫の総量は五十五万トンとすること。
- 加盟国は、緩衝在庫の費用を賄うため、理事會における票数に比例する額を現金で緩衝在庫勘定に拠出すること。
- 緩衝在庫の運用のため、基準価格、下方介入価格、上方介入価格、下方指示価格及び上方指示価格の価格帯を設定すること。
- 理事会は、一定期間ごとに価格帯の検討を行い、基準価格は、市場価格、緩衝在庫の純変動量、純購入量及び純売却量が一定限度に達した場合には自動的に改定すること。
- クアラ・ランプール、ロンドン、ニューヨーク及びシンガポールの各市場における天然ゴムの価格の加重平均を指標価格とし、緩

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号
千九百八十七年の國際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 港灣法の一部を改正する法律案及 四八八
び同報告書

衝在庫管理官は、この指標価格が價格帯の範圍内に収まるよう、天然ゴムの売却又は購入を行うこと。

11 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき必要な統計上の情報を収集し、天然ゴムに関する年次評価を作成し、また、生産、消費等に関する予測及び研究を行うこと。

なお、この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十パーセント以上の純輸出を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の八十パーセント以上の純輸入を有する国の政府が、千九百八十七年十月二十三日までに又はその後のいずれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、千九百八十七年十月二十三日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由
本協定を締結することは、我が国の天然ゴムの輸入の安定化を図るとともに、天然ゴムの輸出である開発途上国の経済発展に協力する上で有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費
本件に要する経費は、昭和六十三年度一般会計予算外務省所管に、國際天然ゴム理事会分担

金として、千三百二十三万円が計上されている。なお、國際天然ゴム機關の緩衝在庫勘定に対する拠出金として、海外経済協力基金より七十億円を拠出することとしている。

昭和六十三年三月二十五日
外務委員長 糸山英太郎
衆議院議長 原 健三郎殿

港灣法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和六十三年二月十二日
内閣総理大臣 竹下 登

港灣法の一部を改正する法律
港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

27 国は、当分の間、地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人(港務局を除く。)で運輸大臣が政令で定める基準に適合すると認めるものに対し、一般公衆の利用に供する港灣施設の建設又は改良の工事で政令で定めるもののうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

29 運輸大臣は、附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る事業(その収益をもつて当該貸付けの対象である工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に関連する事業を含む。以下この項において同じ。)の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貸付けに係る事業に係る業務若しくは資産の状況に関し、報告若しくは資料の提出を求め、若しくはその職員に、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は当該貸付けに係る事業に係る業務の改善に関する勧告をすることができる。

は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、港灣整備事業に含まれるものとする。
(港灣整備特別会計法の一部改正)
3 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十九項から第二十一項までの規定中「第十七項まで」の下に「若しくは第二十七項」を加える。
附則第二十二項中「第十七項まで」の下に「若しくは第二十七項」を加え、「及び」を「又は」に改める。

理由
港灣の整備の促進を図るため、港灣管理者以外の者が行う港灣施設の建設又は改良の工事に對し、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸付けを行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

31 前三項に定めるもののほか、附則第二十七項の国の貸付けに関する償還方法その他貸付けの条件の基準については、政令で定める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(港灣整備緊急措置法の一部改正)
2 港灣整備緊急措置法(昭和三十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。
2 港灣法附則第二十七項の規定による国の貸付けに係る港灣施設の建設又は改良の事業

港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、港灣の整備の促進を図るため、港灣管理者以外の者が行う港灣施設の建設又は改良の工事に對し、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(以下「社会資本整備特別措置法」という。)に定める資金の貸付けを行うことができることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国は、当分の間、地方公共団体以外の者に對して、港湾施設の整備のうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金について、無利子で貸付けを行うことができることとする等の措置を講ずるものとする。

2 この法律は、公布の日から施行するものとする。この法律は、公布の日から施行するものとする。この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、港湾管理者以外の者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備を行おうとする要請が近年高まつてきている状況にかんがみ、港湾の整備のより一層の促進を図るための措置として妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年年度特別会計予算運輸省所管港湾整備特別会計港湾整備勘定において、港湾事業資金収益回収特別貸付金として三十九億九千五百万円が計上されている。

昭和六十三年三月二十五日

運輸委員長 関谷 勝嗣

衆議院議長 原 健三郎殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

右

昭和六十三年二月九日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年三月三十日 衆議院会議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第二項中「有しなかつたもの」の下に「(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第三十四条第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。）」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第五十三条第一項中「本条において」を「本項において」に改め、同条第十三項中「法人の道府県民税の申告書」を「同項の法人税割額に係る道府県民税の申告書」に改め、同条第十四項中「法人の道府県民税の申告書」を「第十一項の法人税割額に係る道府県民税の申告書」に、「第十一項の」を「同項の」に改める。

第七十一条の十二第二項中「納期限」を「納期限」において同じ。」に改める。

第七十二条の五第一項第一号中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改める。

第七十三条の四第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 日本障害者雇用促進協会が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第五十九条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の十四第七項中「施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設」を「建物」に改める。

第三百七条の二第二項中「有しなかつたもの」の下に「(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第三十四条の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百三十三条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。）」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第三百四十八条第二項第十九号の二を第十九号の三とし、第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 日本障害者雇用促進協会が障害者の雇用の促進等に関する法律第五十九条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の四第一項の表人口五千人以上二万人未満の町村の項中「町村」を「市町村」に改める。

第四百八十九条第一項第十六号中「及びりん化合物」を削る。

第五百八十六条第二項中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一 三 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第二条第一項に規定する筑波研究学園都市の地域のうち政令で定める区域において、研究開発の用に供する施設のうち政令で定めるものを整備した者で政令で定めるものが当該施設の用に供する研究所の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

第五百八十六条第二項第十一号中「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同項第二十八号及び第二十九号中「第五号の三から第五号の五まで」を「第五号の四から第五号の六まで」に改める。

第六百二条第一項第一号中「第八号までの規定」を「第九号までの規定」に改める。

第七百一条の三十一第一項第五号中「第二百九十二条第一項第九号の障害者」という。に改め、同条第二項中「第二百九十二条第一項第九号の」を削る。

第七百一条の三十四第三項第二十三号中「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第八項第四号中「施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するため

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

四八九

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

四九〇

に設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるものを「建物」に改める。

第七百二条の四十一第二項中「昭和三十五年法律第百二十三号」を削り、同条第六項中「次の各号に掲げる施設」の下に「(政令で定める施設を除く。)」を加える。

第七百二条の四十七項中「三十九万円」を「四十万円」に改める。

附則第八條第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「第十二条の四第四項第二号」を「第四十二條の四第五項第二号」に改め、同条第四項第二号を「同条第五項第二号」に改め、同条第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「同項」の下に「同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加え、「第四十二條の四及び第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」を「控除前の」とあるのは、「控除前のものから、同法第四十二條の四第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により法人税額から控除すべき金額のうち同条第五項第一号に規定する試験研究費の額に係る部分の金額又は同項第二号に規定する基礎技術開発研究用資産の取得価額に係る部分の金額に相当するものとして政令で定める額を控除した額」に改め、同条第三項を削る。

附則第十條第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5 道府県は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十四條第一項第一号の規定による貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る事業の用に供する不動産のうち政令で定めるところにより国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされているものを取得した場合には、当該取得が昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十條の二第一項中「昭和五十九年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に、「九月」を「七月」に改める。

附則第十一條第一項及び第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第十項中「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に改め、「五分の二」の下に「(同条第十一項に規定する不動産の取得に係るものにあつては、五分の一)」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の四項を加える。

10 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団が所有する土地の上に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する

法律(次項において「会社法」という。)

第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社、新幹線鉄道保有機構又は日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号。以下本項において「改革法」という。)

第十一條第一項の規定による指定を受けた法人(以下本項において「旅客会社等」という。)

が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した家屋(昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号)第一條の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。以下本項及び次項において「承継家屋」という。)

を所有していた場合において、日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき、当該旅客会社等が昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に当該承継家屋に對する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格(当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、自治省令で定める額)を価格から控除するものとする。

11 日本国有鉄道改革法等施行法第二十一條第二項の規定による承認を受けた同項の計画(以下本項において「承認計画」という。)

に従い会社法第一條第一項に規定する旅客会社(以下本項において単に「旅客会社」という。)

が一般自動車運送事業の経営の分離を行った場合における当該一般自動車運送事業の経営を行う者が政令で定めるもの(以下本項において「分離会社」という。)

が承認計画に従い承継家屋(旅客会社が日本国有鉄道から承継したものに限る。)を当該旅客会社から取得した場合において、日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき、当該分離会社が昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に当該承継家屋に對する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格(当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、自治省令で定める額)を価格から控除するものとする。

12 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第六号)第二條に規定する公的医療機関の開設者等が同条又は同法第三條の規定により国から無償又は減額した価額で同法第一條に規定する国立病院等の用に供されている不動産の譲渡を受けた場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格に当該不動産の譲渡に係る同法第二條又は第三條の規定により時価から減額すべき割合を乗じて得た額に相當する額(当該不動産が同法第二條の規定に

より無償で譲渡された場合には、当該不動産の価格に相当する額を価格から控除するものとする。

13 消防法第十七条第一項に規定する防火対象物のうち病院その他の政令で定めるもの(以下本項において「病院等」という。)に係る家屋について、当該家屋を昭和七十一年四月一日以降に当該病院等に対し適用されるべきものとされる同条に規定する技術上の基準に適合させるための改築が行われた場合における当該改築による家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち消火設備で自治省令で定めるもの又は消火設備に代わるものとして自治省令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条第七項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十一条第一項の規定による交換分合により同法第七条第一項に規定する集落農業振興地域整備計画の区域内にある農用地を取得した場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十五年三月三十一日

日までに行われたときに限り、交換分合によつて失つた農用地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換分合によつて失つた農用地の価格が固定資産課税台帳に登録されていなければ、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第三項及び第五項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「附則第十一条の四第十三項」を「附則十一条の四第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第十一条の四第十五項」を「附則第十一条の四第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「附則第十一条の四第十七項」を「附則第十一条の四第十五項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十二条の二第二項及び第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「昭和六十二年年度分及び昭和六十二年年度分」を「同年度分及び昭和六十四年度分」に改め、同条第二項中「前項の規定を前二項の規定に」と、「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三第一

項又は第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保

| | | |
|---------------|---------|---------|
| 第四百七十七条第一項第二号 | 一万八千五百円 | 一万七千五百円 |
| 第四百七十七条第一項第三号 | 二万五千五百円 | 二万二千元 |
| | 一万四千五百円 | 一万四千元 |
| | 三万八千元 | 三万六千元 |
| | 四万九千元 | 四万二千五百円 |

附則第十四条中「昭和六十一年年度分及び昭和六十二年年度分」を「昭和六十三年年度分及び昭和六十四年度分」に改め、「設置されたもの」の下に「既存の当該施設又は設備に代えて設置するもの」として政令で定めるものにあつては昭和六十二年四月一日以後において設置されたものを除くものとし、を加える。

附則第十五条第一項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十二年年度分」を「昭和六十四年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十二年一月一日」を「昭和六十四年一月一日」に改め、同条第六項中「昭和六十一年度分及び昭和六十二年年度分」を「昭和六十一年度から昭和六十四年度までの各年度分」に改め、同条第七項中「排出防止設備」

安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものに対する第四百七十七条第一項の規定の適用については、昭和六十三年年度分及び昭和六十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

の下に「既存の当該設備に代えて設置するもの」として政令で定めるものにあつては、昭和六十二年四月一日以後において設置されたものを除く。を加え、「昭和六十一年度分及び昭和六十二年年度分」を「昭和六十三年年度分及び昭和六十四年度分」に改め、同条第八項中「昭和六十一年度分及び昭和六十二年年度分」を「昭和六十一年度から昭和六十四年度までの各年度分」に改め、同条第九項中「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」を「昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十項中「及び昭和六十二年年度分」を「昭和六十四年度までの間に改め、同条第十一項中「昭和六十二年一月一日」を「昭和六十四年一月一日」に改め、同条第十二項中「租税特別措置法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第

部を改正する法律(昭和六十三年法律第

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

四九二

号)による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第十四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第十

七項中「昭和六十二年一月一日」を「昭和六十四年一月一日」に改め、同条第二十項中「昭和六十

一年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」を「昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日

「昭和三十二年一月二日から昭和六十四年一月一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改

め、同条第二十二項中「当該固定資産に對し

て新たに固定資産税が課されることとなつた年

度から五年度分」を「昭和六十三年度分及び昭和

六十四年度分」に改め、同条第二十四項を次の

ように改める。

24 国立病院等の再編成に伴う特別措置に關す

る法律第二条又は第三条の規定により国から

無償又は減額した価額で同法第一条に規定す

る国立病院等の用に供されている資産の譲渡

を受けた同法第二条に規定する公的医療機関

の開設者等が昭和六十三年四月一日から昭和

六十五年三月三十一日までの間に当該資産の

譲渡により取得した土地及び家屋で政令で定

めるものに対して課する固定資産税又は都市

計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第

七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土

地及び家屋に對して新たに固定資産税が課さ

れることとなつた年度から三年度分の固定資

産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家

屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標

準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第二十五項及び第二十六項中

「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十四年

三月三十一日」に改め、同条第二十七項中「昭和

六十二年一月一日」を「昭和六十四年一月一日」

に改め、同条第二十八項及び第三十一項中「昭

和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月

三十一日」に改める。

附則第十五条の二第二項第一号中「昭和六十

一年法律第八十七号」を削る。

附則第十五条の三第一項中「旅客鉄道株式會

社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」の

下に「(第六項において「会社法」という。)」を、

「新幹線鉄道保有機構」の下に「(次項において

「旅客会社等」という。)」を加え、同条中第五項

を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三

項中「同項の計画」の下に「(次項において「承認

計画」という。)」を、「経営を行う者で政令で定

めるもの」の下に「(次項において「分離会社」と

いう。)」を加え、同項を同条第五項とし、同項

の次に次の一項を加える。

6 分離会社が承認計画に従い旧資産(会社法

第一条第一項に規定する旅客会社が日本国有

鉄道から承継したものに限る。)を当該旅客會

社から取得した場合において、日本国有鉄道

清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法

第二十六條第一項第三号の業務に基づき、当

該分離会社が昭和六十三年四月一日から昭和

六十五年三月三十一日までの間に当該旧資産

に對應するものとして取得した家屋又は償却

資産で当該分離会社が一般自動車運送事業の

用に供するもののうち政令で定めるもの(以

下本項において「新資産」という。)に對して

課する固定資産税又は都市計画税の課税標準

は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又

は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当

該新資産に對して新たに固定資産税が課され

ることとなつた年度から昭和七十一年度まで

の各年度分の固定資産税又は都市計画税に限

り、当該新資産に係る固定資産税又は都市計

画税の課税標準となるべき価格に自治省令で

定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五條の三第二項中「業務を行うもの」

の下に「(次項において「指定法人」という。)」を

加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の

一項を加える。

4 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄

道清算事業団が所有する土地に指定法人が日

本国有鉄道改革法第二十二條の規定により日

本国有鉄道から承継した償却資産(昭和六十

二年三月三十一日において旧地方税法第三百

四十八條第二項第二号の規定の適用があつた

ものに限る。以下本項において「旧資産」とい

う。)を所有していた場合において、日本国有

鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業

団法第二十六條第一項第三号の業務に基づ

き、当該指定法人が昭和六十三年四月一日か

ら昭和六十五年三月三十一日までの間に当該

旧資産に對應するものとして取得した償却資

産のうち電気通信事業法第六條第二項に規定

する電気通信回線設備で政令で定めるもの

(以下本項において「新資産」という。)に對し

て課する固定資産税の課税標準は、第三百四

十九條の二の規定にかかわらず、当該新資産

に對して新たに固定資産税が課されることと

なつた年度から昭和六十八年度までの各年度

分の固定資産税に限り、当該新資産に係る固

定資産税の課税標準となるべき価格に自治省

令で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五條の三第一項の次に次の一項を加

える。

2 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄

道清算事業団が所有する土地に旅客会社等が

日本国有鉄道改革法第二十二條の規定により

日本国有鉄道から承継した家屋又は償却資産

(昭和六十二年三月三十一日において旧地方

税法第三百四十八條第二項第二号の規定の適

用があつたものに限る。以下本項及び第六項

において「旧資産」という。)を所有していた場

合において、日本国有鉄道清算事業団が行う

日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項

第三号の業務に基づき、当該旅客会社等が昭

和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三

十一日までの間に当該旧資産に對應するもの

として取得した家屋又は償却資産で政令で定

めるもの(以下本項において「新資産」とい

う。)に對して課する固定資産税又は都市計画

税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四

十九條の二又は第七百二條第一項の規定にか

かわらず、当該新資産に對して新たに固定資

産税が課されることとなつた年度から昭和七

十一年度までの各年度分の固定資産税又は都

市計画税に限り、当該新資産に係る固定資産

税又は都市計画税の課税標準となるべき価格

に自治省令で定める割合を乗じて得た額とす

る。

附則第十五條の三に次の一項を加える。

9 第二項、第四項及び第六項に定めるもの

のほか、これらの規定の適用に關し必要な事項

は、政令で定める。

附則第十六條第一項及び第二項中「昭和六十

二年一月一日」を「昭和六十五年一月一日」に改

め、同条第三項及び第四項中「昭和六十三年三

月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に

改める。
附則第十七条の見出し中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同条第四号中「昭和

五十九年度課税標準額」を「昭和六十二年課税標準額」に、「昭和五十九年度に係る」を「昭和六十二年年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

| | |
|--|--|
| (1) 土地 (2) に掲げる土地以外の土地 | 昭和六十二年分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の固定資産税に課税する法律(昭和六十二年法律第...号)による改正前の地方税法(以下「昭和六十二年法律第...号」という)の第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に昭和六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額) |
| (2) 昭和六十二年分の固定資産税に課税する土地のうち、附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地 | これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税に課税する法律(昭和六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該課税標準となるべき額をこれら規定に定める率で除して得た額とす)に、当該土地が同年度分の固定資産税に課税する法律(昭和六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該課税標準となるべき額をこれら規定に定める率で除して得た額とする) |

附則第十七条第四号の表を次のように改める。

| | |
|---|--|
| (1) 土地 (2) に掲げる土地以外の土地 | 昭和六十二年分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 |
| (2) 昭和六十二年分の都市計画税に課税する土地のうち、附則第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける土地(昭和六十二年分において都市計画税を課すべき都市計画税を課すこととなるものを含む) | これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税に課税する法律(昭和六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該課税標準となるべき額をこれら規定に定める率で除して得た額とす)に、当該土地が同年度分の固定資産税に課税する法律(昭和六十三年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該課税標準となるべき額をこれら規定に定める率で除して得た額とする) |

附則第五号中「昭和五十九年度」を「昭和六十二年」に、「昭和五十九年度課税標準額」を「昭和六十二年課税標準額」に、「昭和六十年分」を「昭和六十三年分」に改め、同条第六号中「昭和五十九年度課税標準額」を「昭和六十二年課税標準額」に、「昭和六十年」を「昭和六十三年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十五年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十四年」に改める。

附則第十八条の前の見出し中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同条第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
|--------------------|-------|
| 一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |
| 一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| 一・五倍を超え、一・七倍以下のもの | 一・二 |
| 一・七倍を超え、一・九倍以下のもの | 一・二五 |
| 一・九倍を超えるもの | 一・三 |

附則第十八条第二項中「又は附則第十五条」を、「附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八條第五項若しくは第六項又は第三十九條第四項」に改め、同項第一号中「昭和五十九年度」を「昭和六十二年」に、「昭和六十年」を「昭和六十三年」に、「昭和五十九年度課税標準額」を「昭和六十二年課税標準額」に、「昭和六十一年」を「昭和六十四年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十五年」に改め、同項第二号中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十五年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十四年」に改め、同項第三号中「昭和六十一年」を「昭和六十四年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十五年」に改め、同項第四号中「昭和六十二年」を「昭和六十五年」に改める。

附則第十八条の二第一項及び第二項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十二年」に改め、同条第三項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に、「昭和六十二年」を「昭和六十五年」に改める。

附則第十九条の見出し中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同条第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

四九四

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
|----------------------|-------|
| 一・〇七五倍以下のもの | 一・〇二五 |
| 一・〇七五倍を超え、一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |
| 一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| 一・五倍を超えるもの | 一・二 |

附則第十九条の三第四項の表第一項中表以外の部分の項中「本条」を「本条、次条第三項及び附則第二十七条の二第三項」に改める。

附則第十九条の四第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
|--------------------|-------|
| 一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |
| 一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| 一・五倍を超え、一・七倍以下のもの | 一・二 |
| 一・七倍を超え、一・九倍以下のもの | 一・二五 |
| 一・九倍を超えるもの | 一・三 |

附則第十九条の四第三項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十二年年度分」に、「昭和六十年改正前の地方税法附則第十九条の三」を「昭和六十三年改正前の地方税法附則第十九条の三」に改め、「所在したものとみなされた土地」の下に「又は同条第四項において準用する同条第三項の規定により市街化区域設定年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地」を加える。

附則第二十二條第一項及び第二十四條中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年度から昭和六十五年まで」に改める。

附則第二十五条の見出し中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同条第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
|-------------------|-------|
| 一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |
| 一・一五倍を超え、一・三倍のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| 一・五倍を超え、一・七倍以下のもの | 一・二 |
| 一・七倍を超え、一・九倍以下のもの | 一・二五 |
| 一・九倍を超えるもの | 一・三 |

附則第二十五条第二項中「都市計画税」との下に、「第三百四十九条の三、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十三項及び第二十八項を除く。)(又は附則第十五条から第十五条の三まで)」を加える。附則第二十六條の見出し中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同条第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
|----------------------|-------|
| 一・〇七五倍以下のもの | 一・〇二五 |
| 一・〇七五倍を超え、一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |
| 一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| 一・五倍を超えるもの | 一・二 |

附則第二十六條第二項中「農地」との下に、「第三百四十九条の三、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十三項及び第二十八項を除く。)(又は附則第十五条から第十五条の三まで)」を加える。

附則第二十七條の二第一項中「昭和六十年から昭和六十二年まで」を「昭和六十三年から昭和六十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
|------------|-------|
| 一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |

| | |
|--------------------|------|
| 一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| 一・五倍を超え、一・七倍以下のもの | 一・二 |
| 一・七倍を超え、一・九倍以下のもの | 一・二五 |
| 一・九倍を超えるもの | 一・三 |

附則第二十七条の二第二項中「市街化区域農地」との下に、「第三百四十九条の三、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十三項及び第二十八項を除く。又は附則第十五条から第十五条の三まで)」を加え、同条第三項中「昭和十九年度分」を「昭和六十二年年度分」に、「昭和六十年改正前の地方税法附則第十九条の三」を「昭和六十三年改正前の地方税法附則第十九条の三」に改め、「所在したものとみなされた土地」の下に「又は同条第四項において準用する同条第三項の規定により市街化区域設定年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地」を加える。

附則第二十八条第一項中「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」を「昭和六十三年年度から昭和六十五年年度まで」に改める。
 附則第三十条の三第一項及び第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」を「昭和六十三年年度から昭和六十五年年度まで」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「昭和六十六年度」に、「昭和六十六年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十六年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

和六十六年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「特定船舶製造業安定事業協会法」の下に「(昭和五十三年法律第百三十三号)」を加え、「昭和六十二年年度」を「昭和六十四年度」に改め、「又は当該土地の取得で特定船舶製造業経営安定臨時措置法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日まで」にされたものに対して課する特別土地保有税」を削る。

附則第三十一条の五第一項中「昭和六十年年度」を「昭和六十六年度」に、「昭和五十七年四月一日から昭和六十六年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「三百平方メートル」を「二百平方メートル」に改め、同項第二号中「五百平方メートル」を「三百三十平方メートル」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和五十七年四月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

附則第三十二条第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六十六年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第三項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 昭和六十三年四月一日から昭和六十四年九月三十日まで 百分の〇・二五
 二 昭和六十四年十月一日から昭和六十五年二月二十八日まで 百分の〇・一二五

附則第三十二条の二中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第一項中「施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」を「建物」に、「昭和六十三年四月一日」を「昭和六十五年四月一日」に、「昭和六十三年分」を「昭和六十五年分」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

附則第三十二条の三第二項中「施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」を「建物」に、「昭和六十三年四月一日」を「昭和六十五年四月一日」に、「昭和六十三年分」を「昭和六十五年分」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

附則第三十二条の三の二第六項中「貨物会社(次項)の下に」及び第九項」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団が所有する土地に旅客会社等又は日本国有鉄道改革法(以下本項において「改革法」という。)第十一條第一項の規定による指定を受けた法人(以下本項において「指定法人」という。)が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した家屋(以下本項において「旧家屋」という。)を所有していた場合において、日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき、当該旅客会社等又は指定法人が当該旧家屋に対応するものとして取得した家屋の全部又は一部で、その取得につき第七百一条の三第二項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築又は増築とみなされる取得に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築とみなされる取得が昭和六十五年三月三十一日までに行為されたときに限り、当該新築又は増築とみなされる取得に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。から当該旧家屋に係る事業所床面積に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第六項中「貨物会社(次項)の下に」及び第九項」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団が所有する土地に旅客会社等又は日本国有鉄道改革法(以下本項において「改革法」という。)第十一條第一項の規定による指定を受けた法人(以下本項において「指定法人」という。)が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した家屋(以下本項において「旧家屋」という。)を所有していた場合において、日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき、当該旅客会社等又は指定法人が当該旧家屋に対応するものとして取得した家屋の全部又は一部で、その取得につき第七百一条の三第二項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築又は増築とみなされる取得に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築とみなされる取得が昭和六十五年三月三十一日までに行為されたときに限り、当該新築又は増築とみなされる取得に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。から当該旧家屋に係る事業所床面積に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則第三十三條を削り、附則第三十二條の五を附則第三十三條とする。

附則第三十四條の二第二項中「の全部又は一部」を削り、「次条第一項に規定する」を「次条又は附則第三十四條の四の規定の適用を受ける」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の二」に改め、同項各号を削り、同条第二項中の全部又は一部を削り、

「第三十一條の二第二項第四号から第七号まで」を「第三十一條の二第二項第六号から第九号まで」に改め、同条第四項中「次条第一項」とあるのは「次条第三項において準用する同条第一項」と及び「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「百分の二・五」とあるのは「百分の五」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一号又は第二号」とを削り、同条第五項中「第三十一條の二第二項第四号若しくは第五号」を「第三十一條の二第二項第六号若しくは第七号」に、「同項第六号若しくは第七号」を「同項第八号若しくは第九号」に、「同条第二項第四号から第七号まで」を「同条第二項第六号から第九号まで」に改め、

同条第七項中「第三十一條の二第二項第四号から第七号まで」を「第三十一條の二第二項第六号から第九号まで」に改める。

附則第三十四條の三第一項中「道府県民税の所得割については、附則第三十四條第一項第二号の規定にかかわらず、同号ロを」附則第三十四條の規定の適用については、同条第一項第二号ロに改め、同項から同条第三項までの規定を適用」を削り、同条第三項中「附則第三十

四條第一項第二号」を「同条第一項第二号ロ」に改め、「同項から同条第三項まで」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」とを削り、同条の次に次の二條を加える。

第三十四條の四 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一條の四第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に係る附則第三十四條の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「五十二万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する」とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載

があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項第一号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項第一号」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「五十二万円」とあるのは「百八万円」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、前項中「第四十五條の二第二項」とあるのは「第三百十七條の二第二項」と、「第四十五條の三第一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と読み替へるものとする。

附則第三十五條の二第一項中「第四十一條の九第一項」を「第四十一條の八第一項」に、「第四十一條の九第二項」を「第四十一條の八第二項」に改め、同条第二項中「第四十一條の九第一項」を「第四十一條の八第一項」に改め、同条第三項中「第四十一條の九第五項」を「第四十一條の八第五項」に改め、「同項第一号中「第四十一條の九第一項」を「第四十一條の八第一項」に、「第四十一條の九第五項第一号」を「第四十一條の八第五項第一号」に改め、同条第五項中「第四十一條の九第七項から第十項まで」を「第四十一條の八第七項から第十項まで」に改める。

附則第三十七條の見出し中「国際科学技術博覧会」を「国際花と緑の博覧会」に改め、同条第一項第一号中「昭和六十年」を「昭和六十五年」に、「国際科学技術博覧会」を「国際花と緑の博覧会」に改め、同条第二

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得については、第二十四條及び第二十九條の四の規定にかかわらず、個人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

附則第三十七條中第十一項を第十五項とし、第十項を第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12 指定都市等は、博覧会の会場内に設置される事業所等(第七百一條の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項において同じ。)において参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会に関して行う事業に対しては、昭和六十七年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一條の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税(同項に規定する事業に係る事業所税をいう。)を課することができない。この場合において、第七百一條の三十四第十項の規定を準用する。

13 指定都市等は、博覧会の会場内に設置される事業所等において参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会に関して行う事業に係る事業所用家屋の新築又は増築(第七百一條の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ。)に対しては、当該新築又

は増築が昭和六十五年九月三十日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税(同条第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。)を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

14 前二項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは「附則第三十二条の三第三項から第八項まで」とあるのは「附則第三十二条の三第十項」とあり、「附則第三十二条の三第二項」とあり、「附則第三十二条の三第一項」とあるのは「附則第三十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十七条第九項中「昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分」を「昭和六十三年年度分から昭和六十五年年度までの各年度分」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和六十年年度分及び昭和六十一年度分」を「昭和六十四年度分から昭和六十六年度までの各年度分」に改め、「固定資産税」の下に「又は都市計画税」を、「第三百四十二条」の下に「又は第七百二条第一項を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分」を「昭和六十三年年度分から昭和六十五年年度までの各年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「昭和六十三年三月一日

から同年九月三十日まで」を「昭和六十五年三月十六日から同年十月十五日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県及び市町村は、参加国及び博覧会協会に對しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

附則第三十八条第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「以下本条」を「第五項」に改め、同条第三項中「以下本条」を「第五項」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同条第八項中「施行の日」の下に、「(特定施設整備法第二條第一項第七号へに掲げる特定施設にあつては、昭和六十三年四月一日、第十項及び第十二項において同じ。)を加え、「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「規定する特定施設」の下に、「(同項第八号に掲げるものを除く。第十項において同じ。)」を加え、同条第十項及び第十二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
 第二条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表人口五千人以上一万人未満の町村の項中「町村」を「市町村」に改める。

第二十一条第二項中「十円」を「百円」に改める。

附則第十五項の見出し中「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」を「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」に改め、「及び都道府県交付金を削り、同項中「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」を「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」に改め、「及び都道府県交付金」及び「これらの規定を第十四条第四項において準用する場合を含む。」を削る。

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第三十四条の二の改正規定、附則第三十四条の三の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第四十五条の二第一項及び第三項の規定は、昭和六十四年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百七条の二第一項及び第三項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十三年四月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前行った第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十四条の四の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十三年四月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等と同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)
 第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分(新法附則第三十八条第一項から第四項までの規定を除く。)は、昭和六十三年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第八条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の法人の事業及び昭和六十三年以後の年度の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに同年前の年度の個人の事業及び昭和六十三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第九条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。2 旧法附則第三十三条の規定により読み替えて適用される旧法第七百三条の五の規定による昭和六十二年年度分の国民健康保険税の減額につ

ては、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十二年年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和六十三年年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和六十二年年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(新法附則第十五条の三第二項、第四項、第六項及び第九項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の都市計画税について適用する。)

3 新法附則第十五条の三第二項、第四項、第六項及び第九項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の都市計画税について適用する。(国際花と緑の博覧会に関する経過措置)

(国際花と緑の博覧会に関する経過措置)

第十二条 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七條第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日

前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七條第八項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(財団法人国際科学技術博覧会協会に係る道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第十三条 旧法附則第三十七條第二項の規定は、財団法人国際科学技術博覧会協会の施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法(次項において「新交付金法」という。第二十一条第二項の規定は、施行日以後に確定する国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金について適用する。)

2 新交付金法附則第十五項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、昭和六十三年年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。
(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。
附則第三条第三項中「昭和六十三年」を「昭和六十五年」に改め、同条第六項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改める。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の軽減税率の引下げ等並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長及び免税点の引下げを行うとともに、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講ずることとし、あわせて、道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例の適用期限の延長等を行うほか、国有資産等所在市町村交付金等について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年三月三十日 衆議院會議録第十一号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇〇

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図らうと

するものであつて、その要旨は次のとおりである。
1 道府県民税及び市町村民税
(一) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を次のように改めること。

現行

改正案

特別控除後の譲渡益
四千万円以下の部分
道府県民税
市町村民税

二%
四%

道府県民税 二%(一律)
市町村民税 四%(一律)

(二) 所有期間十年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得については、一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除き、次により課税すること。

特別控除後の譲渡益
四千万円以下の部分
道府県民税
市町村民税

一・三%
二・七%

道府県民税 一・三%
市町村民税 二・七%

2 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税
地方たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長すること。

3 固定資産税及び都市計画税

宅地等及び農地に係る昭和六十三年年度から昭和六十五年年度までの各年度分の税額については、評価替えに伴う税負担の調整を図るため、昭和六十三年年度評価額の昭和六十二年年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。

| 区分 | 上昇率 | 負担調整率 |
|-----|--------------------|-------|
| 宅地等 | 一・一五倍以下のもの | 一・〇五 |
| | 一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの | 一・一 |
| | 一・三倍を超え、一・五倍以下のもの | 一・一五 |
| | 一・五倍を超え、一・七倍以下のもの | 一・二 |
| | 一・七倍を超え、一・九倍以下のもの | 一・二五 |
| | 一・九倍を超えるもの | 一・三 |

農地

一・〇七五倍以下のもの
一・〇七五倍を超え、一・一五倍以下のもの
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの
一・五倍を超えるもの

一・〇二五
一・〇五
一・一
一・一五
一・二

4 特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長するとともに、昭和六十三年四月一日以後に取得される土地について免税点を特別区及び指定市の区の区域にあつては二百平方メートル(現行三百平方メートル)、その他の市の区域にあつては三百三十平方メートル(現行五百平方メートル)に改めること。

5 地方道路目的税

自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長すること。

6 国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額を四十万円(現行二十九万円)に引き上げること。

7 非課税等特別措置の整理合理化等

無公害化生産設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置、りん化合物の製造の用に使用する電気に係る電気税の非課税措置等を廃止するとともに、新築住宅に係る不動産取得税におけるみなし取得期間の特例措置、職業訓練法人が認定職業訓練の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等を縮減合理化するほか、固定資産税、特別土地保有税、事業所税

等の課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

8 国有資産等所在市町村交付金

昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置等を講ずること。

9 施行期日

前記1の(一)及び(二)の改正は昭和六十四年四月一日から、その他の改正は昭和六十三年四月一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正等により、昭和六十三年度においては、一千九十五億円(平年度二百九十一億円)の減収が見込まれる。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図らうとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十三年三月二十五日

地方行政委員長 松本 十郎
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の地方税制の改正に際しては、最近の社会経済情勢等にかんがみ、地方税源の増強、社会的不公平の是正、住民負担の軽減適正化等を図るとともに、以下の各項について早急に検討し、善処すべきである。

一 地方財政の厳しい状況等を踏まえ、高齢化社会等に対応する行政機能の確立並びに国と地方及び都道府県と市町村の税源再配分について検討すること。

二 個人住民税の負担については、常に国民生活水準の動向、中堅所得者層の税に対する重圧感に配慮し、適正な負担水準を検討すること。

三 個人住民税の課税の在り方については、地方税の自主性を踏まえながら、納税義務者の事務負担等を考慮した簡明な課税の仕組み等について検討すること。

四 税負担の公平を図るため、事業税その他地方税における非課税等特別措置の整理合理化を推進すること。

五 地方税収の安定確保等を図るため、法人事業税の外形標準課税問題について引き続き検討すること。

六 最近における地価高騰の状況にかんがみ、固定資産税の課税については、居住用資産に係る負担軽減措置を更に検討すること。

七 地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率の現状にかんがみ、地方道、特に市町村の道路目的財源の充実を図ること。

八 都市税源の充実を図るため、事業所税の課税団体の範囲の拡大問題について引き続き検討すること。

九 キャピタル・ゲイン課税については、所得税における課税の取扱いと均等を配慮しつつ、地方税制においても原則課税が行えるようその方策を検討すること。

十 所得税及び個人住民税減税等の税制改革の実施に当たっては、地方財源の不足を来さぬよう特段の配慮を払うこと。

昨二十九日は、会議を開くに至らなかつたので、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第九号

昭和六十三年三月二十九日(火曜日)

正午開議

第一 日本政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件

第二 千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

第三 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十三年三月三十日 衆議院会議録第十一号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十三年三月三十日 衆議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
官報課ダイヤルイン
電話 52(六) 8011

定価一部
二一〇円